監獄協會雜誌

第參拾參卷
第四號

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可（監獄協會條例第參拾參條第參項（大正九年三月二十日發行每月一回二十日發行）

明治二十一年五月創刊每月一回二十日發行　（四月二十日發行）

目次

論說　不良少年の救濟……典獄　寺崎勝治……（一）
統計　大正九年二月中入出監竝月末在監人員表外三表……（九）
譚叢　時事だより……甲突生……（一六）
寄書　監獄衛生雜感……金澤　石崎貧樂……（一七）
　　將來の監獄（三）……秋田　渡邊圓流……（二二）
　　予は看守諸君と語る（三五）……典獄　有馬四郎助……（三五）
雜纂　藥籠（一四）……福岡　苅屋老龜……（二八）
彙報　濱松分監拘置監燒失其他……叙任……會報（第十一回監獄官練習所修業式）……公文……（三三）

監獄協會雜誌第參拾參卷第四號

論說

不良少年の救濟（承前）

典獄　寺崎勝治

第四、家庭の狀況

一、上流の家庭は物質的滿足を得るから反對に精神的不滿足を感ずるのである、それ故に其の滿足を外部に求めんとして誘惑に陷るのである、それから多く子供の敎育を雇人任せにするから親子の關係が親密でないので不和を起し又は他人に依りて慰安を求めやうとするのである、又上流の家庭にありて子供の敎育が嚴格に過ぎて一身を過たしむることもあれば寬大に過ぎて浪費の惡癖を養成することもある、殊に母親が父親に內證で過分の金員を渡すので放蕩に身を持崩し終に監獄に入るものは少

くない。

二、貧賤の家庭に人と爲れる者は眞に憐むべきものである、彼等の父母は糊口に追はれ、子供の訓育を爲すの遑がないのである、殊に貧民窟などの子供は四圍の狀況が無垢の子供を惡化するのである。貧窮の家の子供は親が衣食住に追はれてゐるから心身の發達不十分の時より勞働を爲し疲れに疲れて不完全なる發達を遂ぐるのである、從つて精神の發育も不完全であるからそれが原因となり犯罪者となる。

第三章　不良少年の敎育的研究

犯罪者となれる少年、墮落せる少年、墮落せんとしつゝある少年は學校より棄てられる運命を有つて居るのである、退學を命せらるゝか無期缺席をするか、家事上の都合より退學を申出づるか、病氣を理由として退學するか孰れかの方法を執るのである、敎育を受けしむるの義務や敎育を受くべき義務は勵行が困難である、强制執行の出來ない性質のものである、併しながら之れを放任するに於ては不良行爲を敢行するに至るのである。

第一節　感化敎育の機關

英國に於ける感化敎育の機關は實業學校と感化學校である。

一、實業學校に收容する兒童は年少にして不良の程度甚しからざるもの卽ち

(1)十四歲未滿にして乞食又は浮浪若くは境遇不良の爲め墮落の傾向あるもの。

(2)十二歲未滿にして大人の場合に於て懲役以下の刑に處せらるべき罪を犯したもの。

(3)十二歲及十三歲の兒童にして大人の場合に於て懲役以外の刑に處せらるべき罪を犯したるも初犯者にして其の性質及經歷が實業學校に收容するも他の生徒に惡化を及ぼさずと認めたるもの。

二、感化學校に收容するものは十二歲以上十六歲未滿にして大人の場合に懲役又は禁錮に處せらるべき罪を犯したるもの。

三、ボルスタル矯正院　十六歲以上の少年犯罪者に關しては兒童法に規定せずして犯罪豫防法（千九百〇八年公布）に其の規定をしてある、卽ち

(1)十六歲以上二十一歲未滿にして懲役又は禁錮の刑に該るべき罪を犯したること。

(2)其犯罪的習癖若くは傾向又は不良者との交際に徵して之れを相當期間敎育訓練を爲すに於ては本人の矯正竝に犯罪の鎭壓上有效と認めたるとき。

裁判所は體刑の言渡に代へ一年以上三年以下の期間之れを拘禁するの宣告が出來るのである。

英國に於ける感化敎育の機關は以上の如くである、而して小學校入學前の兒童は之れを「兒童預り所」に於て敎育を爲し小學校在學中の兒童は之れを警惰學校及び晝間實業學校に於て敎育を爲し其の力及ばずして不良の傾向が顯はれた場合に於ては感化敎育機關は其の敎育の任に當るのである。

我國に於ても英國の敎育制度の精神を採りて左の如き施設をしてはどうであらうかと思ふ。

一、特殊學校を設けたいのである、小學校在學中の兒童にして缺席勝のもの又は行狀不良のものを警惰學校の如き特別の學校へ强制的に入學せしむることを認めて墮落を豫防したいのである。

二、兒童保護官を設けたいのである、義務敎育終了後に於ける保護方法の必要である、彼等は農事の手傳を分擔して居るが其の餘暇に遊廓に出入し飮食店に往來して遂に墮落するから出來得るならば徵兵檢査の年齡まで適當の保護を加へたい、それから義務敎育終了前の兒童も亦保護官の保護の下に在らしめたいのである。

三、晝間實業學校を設けたいのである、特殊學校在學中矯正の出來ないものを强制的に入學を命ずるのである、義務敎育終了後不良に陷いる傾向があつて而も感化院に入れる程のものでないものを晝間に限り實業敎育と普通敎育を施してはどうであらうか。

四、感化院の設備を完全にしたい、感化院は收容力極めて貧弱にして將來餘程擴張しなければならない。

五、幼年監獄の設備を完全にしたい。感化院や特別の學校の力及ばずして已むを得ず監獄に入れるものがある、故に其の設備を完全にする必要がある。

我國の現狀は小學校在學中又は義務敎育終了後に於て不良行爲を爲したる場合に於て犯罪行爲にして而も刑事責任年齡に達したるものは起訴猶豫執行猶豫の處分に付することもある、或は此の處分を爲さずして監獄に於て刑を執行することもある、夫れから犯罪行爲にあらざるか不良行爲を爲し又

は不良行爲を爲す虞れあるものを感化院に收容して敎育をするのである、併しながら之れに收容すること能はざる場合もある、而して感化院に於て持て餘したるものか若くは起訴猶豫執行猶豫の處分を爲したるものが監獄に收容されるから監獄に來る迄には殆ど救ふべからざる程度の不良者となるのである、而も不良は其の性質に於ても其の分量に於ても其の程度に於ても甚だしいのである、入監前に特種學校に於て救濟の出來るかも分らない、感化院に於ても救濟が不可能でないかも知れぬ、然るに此の種の學校の設けはない、又感化院の力は貧弱であるから豫防が出來ない、英國に於ては在監人が漸次減少して實業學校の生徒が增加する、故に少年の不良行爲を豫防すれば成年犯罪者が減少すると云ふことを證據立てられて居るのである、而して英國は初め刑罰と感化敎育とを併用した、次には刑罰代用として感化敎育を施すことにした、其の次には刑罰か感化敎育かを選擇することにした、最後には感化敎育のみに依ることにしたのである。

第二節　感化敎育の主義

感化は敎育學上訓練に外ならぬ、訓練に關しては刺戟を與へないやうにするか、又は之れを少なからしむることを努むる保護主義と、外圍の刺戟や影響とに勝たしめんとする自由主義と對立して居る、前者は佛國の干涉保護敎育の如きものであつて後者は米國の責任と自由とを主とする敎育の如きものである、米國佛國の中間にあるは英國にして自由を許すと同時に嚴重なる取締を爲す敎育である、而して感化敎育の主義として敎育主義と保護主義との二つである一は罰することを主とせないで敎育を

しなければならぬ、卽ち普通敎育道德敎育の不完全に基くものであるから感化の方針は敎育であらねばならぬ二は保護を主とするもので影響を與へては良くない刺戟は惡いから之れを除去するか減少させなければならぬと云ふ主義である、想ふに不良少年は有ゆる方法を以て豫防せねばならぬ。若し豫防の力及ばずして其の發生を見るに至りたる場合に於ては敎育主義と保護主義とを併用して訓練せねばならない。

第三節　予の疑問

我國の國民性は外國のそれに比較して左の二點に著しき差異あることを認められるゝのである。

一、家族的社會の特色あること。

二、宗敎的信仰の色彩のないこと。

とは深く考察を要する問題であらうと思ふ、我國は家族的團體の發達したる社會であるから親子の間に特別の情愛がある、殊に下層社會は進步の程度遲々たるを以て特別の色彩を有つて居る、例へば小供が七八歲になるまで添寢をすることや、五六歲迄母乳を飮ませることや、手を引いて步行することは他國に其の例がないらしい、故に我邦の子供は母親の干涉や保護を受けるものと思つて居る、恰も「カンガルー」が袋の中に子供を入れて居るやうなものである、外國の母親の如く子供を寢室に入れて「ドーア」を閉ぢて仕舞ふやうな習慣とは大に趣を異にして居るのである、故に寄宿制の實業學校のやうな處へ入れることは母親も心から喜ぶまい、又子供も淋しがつて逃げ出しはしまいか、卽ち低級なる母親の所謂婦人の仁と子供の附從的感情と結合して自家へ逃げ歸ることを企圖する虞れがある、故に晝間實業學校の制度に則るのが安全でなからうか、又善良なる家庭に付托する外國の制度に則つても此の點が心配になるのであり、最も中學に入る年齡になつたら獨立的氣分も顯はれて附從感情も薄くなるだらう、それから宗敎的信仰である、外國人は基督とか神とか敎會天國と云ふことは生れると直覺する、周圍の氣分も同樣であるから家庭の感化、社會の感情二つながら神を崇拜し神を畏敬する、而して我邦の子供は遠く之れに及ばない、外國は自分も他人も家庭も學校も社會も同一の禮拜や形式を爲すも我邦はさうではない、外國人の子供は「烟草を吸ふと天國へ行かれない」と言つて居る、宗敎的信仰のあるとないとは感化上に非常に大なる影響を及ぼすものと思はるる。

以上の二點に就いて聊か疑を懷いて居たから敢て一言したのである。

第四章　不良少年の行政的研究

犯罪の豫防は成年者の犯罪を未發に防制すると同時に少年をして不良に陷いらぬやうにせねばならぬ米國に於ては兒童保護巡査、婦人警察官、少年警察官を設けて少年保護の任に當つて居るのである。我國に於ても兒童保護を分掌する警察官を設けてはどうであらうか、由來警察官は犯罪を檢擧する機關の如く思はれて居る、併し警察の眞髓は豫防にある、警戒察知が本來の職務である、兒童警察官が兒童の保護機關となつて學校家庭と氣派を通じて救濟したならば必ず實績が擧がるだらうと思はるる

不良少年の司法的研究は幼年裁判と幼年監獄の設備であるが既に其の草案が出來て未だ發表されないから其の論議を見合せる。

第六章　結論

民族の消長、國家の興亡は後ちの承繼者たる少年の良否に因ること甚大である、故に國家社會たると公人私人たるとを問はず彼等を十分に理解し多大の同情を以て豫防、保護、敎育を爲すのが刻下の急務である。（完）

統計

○大正九年二月中入出監竝月末在監人員（△ノ減）

	入監	出監	現員	前月末日現在	前年同月末日現在	前月比較 増	前月比較 減	前年比較
受刑者	五一、一六〇	三、一二二	三、六四〇	五〇、六四二	五一、一六〇	五三、三五五	△五一八	△二、七一三
刑事被告人	三、二二八	三、三〇六	二、九九八	三、五三六	三、二二八	五、七四三	△二、二〇七	△三〇八
勞役場留置者	一三五	一九〇	一九六	一二九	一三五	二七三	△六	△一四四
乳兒	三二	八	三	三七	三二	二九	五	八
總計 男	五二、五九三	六、二七五	六、四七六	五二、三九二	五二、五九三	五七、二三一	△二〇一	△四、八三九
總計 女	一、九六二	三五一	三六一	一、九五二	一、九六二	二、一六九	△一〇八	△二一七
總計 計	五四、五五五	六、六二六	六、八三七	五四、三四四	五四、五五五	五九、四〇〇	△二一一	△五、〇五六

備考　內朝鮮人受刑者男一〇九人、刑事被告人男六人、外國人受刑者男三〇人女一人、刑事被告人男一〇人アリ、

○大正九年二月末日在監者人員表

監獄別	受刑者 男	受刑者 女	受刑者 計	刑事被告人 男	刑事被告人 女	刑事被告人 計	勞役場留置者 男	勞役場留置者 女	勞役場留置者 計	乳兒 男	乳兒 女	乳兒 計	合計 男	合計 女	合計 計
小菅	一、二四四		一、二四四												

| | | |

	鹿兒島	沖繩	國頭	館	札幌	旭川	十勝	網走	總計
	九二	四二	七	一	一三	七	一二	六二	八八二
	四二	四七	一	一	七九	三五	九二	六六	一、八二七
	八四	一	一	二	一、二三	一	一	八	五〇、六四二
	三二	一	一	一	八	二	一	二	四、七四九
	一	一	一	一	一	一	一	一	一、八二七
	一	一	一	一	一	一	一	一	一七
	一	一	一	一	一	一	一	一	三七
	八四	一	一	一	一、二五	八五	一	一	三二、三六二
	四二	一	一	一	一、二五	八	一	一	一、九三二
	八二	一	一	一	九四	五六	九四	六八	三四、三四四
	八二	一	一	一	九四	五六	九四	六八	三四、三四四
	一	一	一	一	一、二五	八	一	一

○大正九年一月末日現在在監受刑者罪名表

（△ノ減）

罪名	男	女	計	前月末日現在	前年同月末日現在	前月比較 増	前月比較 減	前年比較
刑法								
竊盜	二六、六九九	八一四	二七、五一三	二七、七五九	二八、四六六	△	二四六	△ 九五三
強盜	二、二七五	一八	二、二九三	二、二九〇	二、三五〇	△ 三		△ 五七
賭博及ヒ富籤	二、一一七	四一	二、一五八	二、一二五	三、〇三七	△ 三三		△ 八七九
詐欺及ヒ恐喝	五、三四一	一二三	五、四六四	五、五三一	五、八四六	△	六七	△ 三八二
橫領	二、二五六	三四	二、二九〇	二、二九〇	二、五二四		○	△ 二三四
駐物ニ關ス	六二八	三五	六六三	六九五	九二〇	△ 三二		△ 二五七
毀棄及ヒ隱匿	三五		三五	四六	五六	△	一一	△ 二一
通貨僞造	一一八	五	一二三	一三〇	一五四	△	七	△ 三一
文書、有價證券僞造	一、〇七九	一四	一、〇九三	一、一二四	一、一七九	△	三一	△ 八六
印章僞造	二七		二七	三〇	三八	△	三	△ 一一
僞證及ヒ誣告	五六	一	五七	七〇	七四	△	一三	△ 一七
瀆職	四四		四四	四九	七三	△	五	△ 二九
猥褻姦淫及ヒ重婚	四三四	一四	四四八	四五一	四四三	△	三	五
傷害	一、九〇二	二五	一、九二七	一、九三〇	一、七二一	△	三	△ 二〇六
殺人	二、四五六	一〇〇	二、五五六	二、六六〇	二、五〇六	△	四	△ 一五〇
嬰兒殺	三六	一七	五三	一五五	一八四	△	二	△ 三一
逮捕及ヒ監禁	一二		一二	一八	一一	△	六	一

罪名	男	女	計	前月末日現在	前年同月末日現在	前月比較 増	前月比較 減	前年比較
脅迫	二一	三四	五五	六一	八一	△	六	△ 二六
公務執行妨害	五二	一	五三	五二	八一		△	二九
逃走、犯人藏匿及證據湮滅	四〇	一	四一	四〇	三七	△	一	三
騷擾	一、一〇三	二	一、一〇五	一、二〇六	一、〇九七	△	一〇	八
放火	一、二六六	二六	一、二九二	一、五三三	一、四三六	△	一	九六
住居ヲ侵ス	一九三	一	一九四	一九四	一九八	△	四	四
略取及ヒ誘拐	九三	一二	一〇五	一一一	一一五	△	六	△ 一〇
其他	一九二	一五	二〇七	二一六	二三〇	△	一九	△ 二三
計	四八、四七五	一、七七一	五〇、二四六	五〇、七七七	五二、八五七	△	五三一	△ 二、六一一
陸海軍刑法	四二		四二	四六	三〇	△	四	一二
森林法	一二〇		一二〇	一二〇	九三			一一
徵兵令	一二		一二	一一	一五	△	三	三
郵便電信法	三三		三三	三三	三〇			一
其他	一〇九	一	一一〇	一一〇	一〇三	△	七	八九
警察犯處罰令	四〇	二七	六七	八〇	九〇	△	一三	二三
廳府縣令及ヒ		六	一二	一六	二四	△	四	一二
監獄令	三六二	三四	三九六	三八三	四九八		一三	△ 一〇二
計	四八、八三七	一、八〇五	五〇、六四二	五一、一六〇	五三、三五五	△	一八	△ 二、七一三

譚叢

○時事だより

▲櫻花　霽漫を機とし何地も花見に繁昌を極らし、歡樂に戰るの好季節、監獄職員の慰安會も各地に催さるゝであらう、少壯、巢鴨は年中行事として、毎年盛に行つてゐるが東京の櫻は本年氣候の加減で大分遲れてゐる、殊に毎年我が谷田局長を中心として、職員皆な子供心になり、我が親と共に歡樂を盡にするやうに打解けるのを無上の樂みとするが例であるのに、何たる不幸か過般來の取込で未だに病人も絶へず、此花時に際しても春心になり得られない、御氣の毒の有樣を見ては、自然我々職員悠々たる花見も出來ざる始末、遺憾して例年の如くせないのも止むを得ないことである。

▲遊樂　は時により慰安休養となるは勿論だが、ダラシナイ飮食會や馬鹿騷ぎの行樂は、其結果は却て反對に飮過ぎ喰過ぎで身體の工合を惡くし翌日の勤務を缺くか左なくも氣分を惡くし、能率を減ずることは少々でない、況んや折角增して貰つた收入もドン〳〵と輪をかけて尻から拔けて仕舞ふ、此頃世間では多くの職人等が例外の收入を贏ち得るに、乘り氣になり、憎氣もなく金錢を濫費する、否惡用する即ち以て多く酒色に用ゐ而して其結果は氣荒み力衰へ業を怠り職を重ぜないことになる、此有樣で我國の商工業界の將來はどうなるであらうとは識者の皆な深憂とする所である、幷は兎も角として精力一杯に働きて機公暇一日の清遊を花笑び青草もゆる邊、蕃司折を展に愛兒等相手に試みるならば如何に清新の氣分になり得るであらう、又た如何に爽快な精神に充たるゝであらうか、如此にして我々の眞の慰安が得られ、能率も自然に高まるのである、我々は此事を忘れてはなるまい。

▲工錢　各地監獄の作業工賃が近來著しく高上を見るに至つたことは、大に祝すべきことの一であつて、當局各員の努力によるは云ふ迄もないこと、其他世間の經濟狀態の一變、受刑者の自覺勉勵等、詮ずれば幾多理由は存することであらう、何れにしても從前の有樣に比して、作業振興の時代を今日となすは、蓋し過でりとは云はれまい、昨年度の總收入二百七拾萬圓に比し、本年（八年）度は百萬圓を下らざる增收あるべしとは、殆んど確定的の見當額だと云ふ、寔に喜ぶべき又た驚くべき事である、だが更に驚くべきの一事は、之に從ふて支出豫算の莫大な巨額に上つたことである、今正確な數字は知るを得ないけれども、蓋し一千萬圓を下らぬことは事實であらう、彼是思ひ較べて聊か憎氣ざるを得ないのである、尙ほ進んで計査すれば諸物價騰に勞銀は、數年前に比して優に三倍以上に高上してゐる、然るに監獄の工賃の增率如何と顧みれば、實に云ふにも恥かしき程に貧弱ではなからうか、成程此頃十割も引上げたなど聲高く云ふ者あれど、元々抄語にならぬ程踏付けられた貧率の上に割增すのだもの、到底普通の事で追付く譯がない、若し此に氣付かずして嘯だ其の呼聲に成功したとて喜色滿面の鼻下長たるは、我が當事者の能くせざる所であらう、何が何でも一日平均六拾錢の工錢を得る迄は決して鋒先を鈍らさずして進まればなるまい、今一息と云ふ大切の場合たるを記憶したいものである。

▲裸體　檢査は從來印刷局の常に嚴重に行ふて、野蠻な檢査を受ける職工も怪まれば世間も亦た敢て苦めなかつたのであるが然るにこの四月一日より斷然之を廢止することにした、云ふ迄もなく職工の人格を重んじ各自の德義心に訴へるためであつて、時代の然らしむる所でもあるけれども、亦た現任池田印刷局長の英斷を稱せればなるまい、之れ卓見の明識の士に非ずんば爲し能ざる所、案外に其結果の好眞なるべきは今より推斷に難からざる所である、人は疑ふてかゝれば何時迄も不正直を止めず、されど信じてかゝれば盜兒も背く能はずとは、人間を取扱ふ者の是非共記憶せねばならぬ要義であらう、偖閒したいことは我が監獄に於けるそれであるが、賢明なる典獄諸氏は今此斷行に鑑みて如何の感かある。

▲木島　典獄此頃上京中流感に罹り、病勢急劇流石の頑强漢も僅々旬日を出でずして、悠忽として長逝せられたのは悼はしくも亦た惜しむべきである、博士等の診斷によれば平素飮酒鍊のあ

りしため心臟弱く其爲めに遂に取返し付かざりしとのこと、飮酒の害は平時には見へぬとしても、一朝事に臨めば仇なすこと如此に覿面である、日前の經戒怠諸に付してはならぬではないか、前途に望みある有爲の青年司獄官は殊に心すべきである眞に之れ遺の爲め也人の爲め。（甲突生）

寄書

○監獄衞生雜感

金澤　石崎貨樂

◎犯罪者敎育研究所

過般我國の議會に少年法が議せられて不良兒童處置法が斯界の問題となつて居るが該案の是非に就ては議論の餘地があるけれども、夫は暫く措き不良兒童の處置及び更に肝要なる不良兒童たる原因を除去するの施設を云爲するに當つては必ずこれが十分なる科學的研究を要することは言を俟たぬ、然るに吾國には未だ斯の方面の研究竝に研究機關が未だ進んで居ないのは甚だ遺憾である。

瑞西の犯罪寫眞學の大家で、ロザンヌ大學にReiss氏が居り特別の教室を有し且つ研究に熱心なり。

ローマ大學の法醫學教授Ottolenghi氏はLombrosoの高第で在が犯罪學者として頭角を現はし居る氏は七年間口氏に從事し後シーナに來て犯罪學の講習をなし一九〇二年ローマに來て行政官に Polizia scientifica を講習せり千九百三年Scuola di polizia なる學校を建設し自ら校長となりて活動したり。

ローマ、には又た Scuola papplicazione giuribiro seminiale なる學校があり Enrico ferri が校長たり此學校は大學に附屬し圖書館を有し人類學、心理學法醫學の大家が教鞭を取り主として犯罪學を研究せり。

又た Ottolonghi 氏の校長なる Scuola Poiziv scintifica は政府の直轄で監獄の傍に建設され犯罪者は一々此處で調べられ指紋、寫眞其他凡て詳細に「カルテー」を作り尙ほ警察官、司獄官に此智識を教育する外實際に罪人捜索の任に當れり、卽ち犯罪

埃國には「ブダペスト、エリセベトフアルヴアル」に犯罪者教育研究の設けがある同所は千九百十六年王立少年裁判保護協會に依つて經營されることになり少年裁判官ドクトル、フォン、クラーマン氏統理の下に少年裁判及び兒童保護事業の實際及研究にたづさはれる裁判官、醫師教育者等が夫れ夫れ事に當つて居る而して此の事業は現時の犯罪學教育學上の原則に依り少年裁判を補助し又た少年裁判に於て資料を蒐集し、それを科學的方法によりて考案整理し以て少年裁判所の主旨を徹底せしめんとするのである。

◎近時醫師にして犯罪學の方面に目を注ぐの傾向あり又た法律の方では彼の Hans gross 抔盛に法醫學を研究せし故に法律學者は醫學者の範圍を侵しつゝあり故に双方連絡を密にして智識を交換し共同的に研究するの利なるを信ずるものなり。

チユーリツヒ大學の刑法學教授 Zürcher 氏は Zangger 氏と連絡を取り科學的に研究し居れり、又た

現場に出張して指紋を探し寫眞を取り其他凡て科學的の方面より警察官及び司法官を援助して罪人の捜索に盡せり、犯罪寫眞術も中々研究され居れり。

又たナポリー在のアフエルサーにある犯罪精神病院長 Sopuitio 氏も熱心なる研究家なり而して何れも Lonbroso 亞流にして犯罪の原因を個人にありとし個人説を取り頑として動かざるも一の特徴なりとす。

佛國ではリオンに有名なる世界的大家 Lacassain氏があり此人の意見は伊太利派と異にして犯罪の原因は全く個人に置かず個人説と社會説との折衷説を取れり先生は「ロンプロゾー」氏と親友であり學敵であり常に往復し又た議論を戰はして居られたものである。

巴里には警視廳に異同鑑別所があり、其所には Bertillon の長く居りし處にして三十年來苦心の賜たる多くの材料が集まり居れり、犯罪寫眞術も

獨特の進歩を見ると云ふ。

◎内務省社會局新設の議

本年より新設の計畫なりしが之は地方局救護課を擴張せらるゝものなるも事業は頗る目下の急務に屬する事とす。

（一）救貧事業　窮民救助、行旅病人救護、施藥救療、浮浪者處分、

（二）防貧事業、其内に出獄人保護あり、

（三）兒童保護事業、其内白痴、低能兒保護、不良少年保護

（四）社會衞生事業

（五）火災救護事業

（六）救濟事業

（七）風化事業

（八）物價問題

東京府にも社會課設置せられ其所管事業は社會教育、人事相談、感化教育、貧民救護、白痴低能保護、盲聾唖救護吃音矯正、遺棄兒童保護、免囚

保護、部落改善、生活改善、相互救濟、住宅改良、公設質屋、公設浴場、簡易食堂、實費診療、失業救濟竝に職業紹介、宿泊救護、授產、幼兒保育及び貧民救護、災害救濟、保健衛生、傳染病豫防、精神病者保護、汚物掃除、癩豫防、醫師齒科醫師及び產婆、公園及び遊園、墓地、窮民救助、施藥救療、養老育兒、異常者救護、軍事救護、行旅病者及び同死亡者、各種救濟資金、恩賜財團濟生會、社會事業の連絡後援及從業者養成に關する事項を列擧せり。

◎犯罪者の腦重量

死刑囚男性七、四人男性三十五合計四十二の犯罪者に擧用患者男性十九、女性四に就て腦重量を秤量せる結果左の如し。

（一）　死刑囚の腦重量は其平均重量一四五七、四四人の腦重量は平均數一三八四、七卽ち犯罪者の腦平均重量は田口博士の平均重量及び外國諸士の平均重量に比して遙かに上位である。

（二）　テンシン、ミンガジン及びロマチン諸氏によれば一三〇〇以下に%數が多く一四〇〇以上に%數少なきも著者は之に反するを認むる。

（三）　犯罪者の腦重量と年齡との關係は其平均重量十九年八ヶ月より三十年の間を經て三十年より四十年の間に於て一度上り又た四十年より五十年の間にて下り五十年より六十年の間にて再度上り然も最高數を表はし六十年以後に下るものである。

（四）　犯罪者腦重量の累犯數との關係は初犯より漸次上りて八犯に至り最高點に達し夫より漸次下つて居る。

（五）　犯罪者腦重量と犯罪の種類との關係は其平均重量一四〇〇以上のものは賭博、詐欺未遂、窃盜、住宅侵入等で四〇〇以下一三五〇以上のものは橫領罪、放火未遂、傷害及び毆打創傷、公文書僞造、强盜及び强盜未遂、徵兵令違反、森林盜伐等で一三五〇以下のものは傷害致死、殺人及び殺人未遂、監親違反、拐帶罪、戰時逃走等である。

（六）　死刑囚の腦重量平均數は一四五七、四にして之と同一種類の犯罪をなせる傷害致死、殺人及殺人未遂の平均重量は一三二三、五であるを以て一三四、九の差違がある之れ後者は病死せる者で營養狀態の腦重量に關係を及ぼす一例と看做すべきものであらう、以上原正氏の發表に係る要領なりとす。

◎工場衛生改善

警視廳工場課にては今般工場竝附屬寄宿舍の取締に就き徹底的に工場法第十三條を勵行して工場衛生の改善を期すべく右に關する取締規則の草案中なりしが最近其稿を終れりと云ふ、今其內容を聞くに頗る精密を極めたるものにして採光、換氣塵埃瓦斯等に關する規程、職工の休憩時間、健康診斷、沐浴、手洗裝置、寢室寢具の改善に關する規程等なり、其內容大畧左の如し。

採光。工場及寄宿舍の窓の面積は床の面積の八分の一を下らざる定めにして業務の種類によりて之を五分の一以上に爲すことを得べしと、又狀況によりて十分の一迄に下す事を得べく隣接せる建物其他にして光線の直射を妨ぐべき物あるときは其狀況により窓面の大さを指定し若くは人工照明設備を施し業務の種類によりて特に多量の光線を要する箇所に就きては亦同じく人工照明法を命ずべしと鋸齒狀屋根に窓を設け若くは天窓を設くる場合に於ては其面積は床面の三十分の一以上あるを以て足る、作業場廣濶なる場合は側壁より最近距離七間迄の所に機械の据付をなすべく又た危險なる箇所へは赤色電燈を裝置して其危險なるを標識すべく必要止むを得ざるもの、外は窓硝子となすべし、猶性質上光線を忌む工場に於ては遮光方法を施すべしと。

人工照明法は一、電燈、二、瓦斯燈、三、石油燈を用ひしめ石油燈に使用する油壺は金屬製の油壺

を使用せしむべしといふ人工照明法が職工の眼を直射する場合に於ては之が遮光設備を命ずべしと。

其他換氣に至りては一職工が晝業に要する空氣の容積は二百五十立方尺とすべし等の規定あり、塵埃瓦斯取締規定、職工の休憩時間、健康診斷、沐浴、手洗裝置、寢室寢具の改善等殆んど其完きを期せる由にして右取締規定實施の曉は嚴重之が勵行を期すべしと云ふ。

○將來の監獄（三）

秋田　渡邊圓流

五、受刑者たるの資格

犯罪者は規定の監獄に入る前に、徹底的に檢査せられ、而してツギハギせられ、又修理せられなければならぬ。彼は治し得る病氣より癒されねばならぬ。彼は低能者、又は發狂者として病院に送らるべき者にあらずして、充分に健全なる精神の所有者として　監獄入りの候補者たることを公表せらるべきである。

注曰、健全なる精神の所有者を入獄の條件とするは矛盾に似たり。されど精神とは高尚なる心靈といふが如きものにあらずして、心理的の精神を意味するは論を俟たず。刑執行の犯罪者には自己の犯罪に對する責任觀念の活く精神の所有者たらざるべからず。然るに我監獄の現在に見よ、其大半は心身に缺陷を有する活社會の落伍者たり、之等は監獄に入る前に先づ社會的に救濟せられねばならぬものが極めて多いのである、之を直ちに監獄に入れて行刑の效果に待たんとするは社會が監獄に投ぐる野蠻なる要求なりと信ず。吾々司獄者はこの社會の蒙を啓いてやる一面の責任を有するを知らずや。

六、自由の善用

彼が監獄に入るや先づ留置所に拘禁せられねば

ならぬ、その留置所たるや、石造の壁で圍まれてゐるが、所々に窓があつて、そこから囚人は或は廣々とした丘や谷を見晴らし、又は美しき花園や綠の牧場を眺め、且又何等の拘束もなく生活し働くことを得る特權を有するところの彼の仲間達を見ることが出來る。而かも彼等仲間達は自由市民と何等異るところなく、或は往き或は來つゝしてゐる。而して構內にては彼等囚人は工業の作業に務め、或は工場で働き、又は遊技場で運動をする、夜になれば清潔な空氣の流通のよい寢室に眠るのである。斯くして、名譽と責任とを以て信じ得らるゝに適當だといふことを、自ら仲間達の滿足するまで證明した後は相互安寧會の一員となつて構外監に放免せらるゝに至るのである。構外監の團體に於ては各々職業の撰擇を持つてゐる、彼等は全團體の爲にその食糧を供給するところの農場に於て働き又は構內監に於て始めしところの工作的職業を取ることも出來る。又同盟會の會員は彼等の定まれる職業に關係なしに自家用の蔬菜、花卉を耕作し得る機會を有してゐるのである。

彼等が同盟になることを通ふして有つところの彼の勞働と勉强に加へて、彼は今や野球、庭球も爲すのである。構外監には同盟會員全部出席し得る餘興競技の娛樂室がある、それには最早何等障壁めいたものはない、而して彼等は恰も自由市民同樣の生活を送つてゐる。

構外監の家々には、中央の線の芝生を取圍んで集つてゐるところの、卽ち一方の側には食堂を置き他の側には居間と寢室を有し、又各家に老人の爲に作れる離れ室を有して適宜の人員を收容すべき家が軒別に建つてゐる。

若し何人かゞ構外監の自由の氣風に對して不適當の振舞に及ぶ時には、彼は囚人裁判によつて同盟より脫退すべく宣告されるかも知れぬ。かゝる場合には彼は中級監に取り戻される。而し

て彼は再度同盟會員たるの權利を獲得するまで此處に留つてゐる。而して斯かる退會せられた囚人の監督が、之等同盟會員の手に委ねらるゝといふことは重要なる事である、何となれば彼等は此方法によつて彼等の外界との關係を清くなし得るからである。

構外監及中級監の外に更に構内監といふのがある。そこは餘程自由さを減せられたる――中級監に於てすらも尚信を置く能はざる者が、囚人仲間より排斥されて行くところである。

この構内監には個々に分離されたる部屋に置かれ何か單一なる勞働のあてがはれたるところの最も取扱の困難なる囚人がゐる。吾人は努力が常に自由の總量といふことに注がれてゐるといふことを注目せざるを得ぬ、この自由なるものは人間に割合によく委託し得るものである。換言せば努力點は常に自由の上にある、而して彼が更に以上の自由を託せらるゝ前に、彼は、彼に與へられる如何なる自由を有効に使用する資格があるかといふことを彼は立證せしめつゝ行くのである。

註曰、自由刑に自由を與へて自治を許して行くといふことは刑罰の尊嚴を犯すといふが如き考を誰しも有つてゐるやうである、然し人間に或る自由を許すことは其人の自重を一層深からしむるものであつて、此點は彼等外人の議見に學ぶべきところありと思考す、卽ち著者の意見として「吾人は努力が常に自由の總量といふことに注がれてゐるといふことに注目せざるを得ぬ。この自由なるものは人間に割合によく委託し得るものである」云々と言ふ意味は人間が自由になつてゐれば、それ程惡いこともせず、かくし立もしない、自由だからとて勝手のことをするものでない。自由は割合に人間に信託し得るものである。卽ち

自由を與ふることは決して無駄な事でも危險なことでもないと公言してゐる。又斯ふも言つてゐる、「換言すれば努力點は常に自由の上にある、そして彼が更らに以上の自由を託せらるゝ前に彼は彼に與へられる如何なる自由を有効に使用する資格があるかといふことを彼に立證せしめつゝ行くのである」と卽ち彼に或る自由が與へられるならば、その自由を亂用せず最も有効に用ひて決して自由に伴ふ危險なき樣卽ち自由を受くる資格ありと自ら立證せしむる樣になし、斯くして益々より大なる自由を得るに至るのであると之を結んでゐるところは、吾人が餘りに在監者の人間といふ個性の存在を無視して彼等に望んでゐることを暗示して呉れたるものと予は深き敬意を表して之を玩味した。

雜纂

○予は看守諸君と語る（三五）

典獄　有馬四郎助

我が親愛なる看守諸君

目今世に傳へ言ふ者あり、曰く今や世界に段々無くなりつゝあるもの二つ、其の一は木材にして他は人情也と、果して然るや否、予輩其の事實を究めざれば遽かに之に同じ難しと雖ども、我が國の現狀に顧みて予輩は、爰に之に類する一事の存するを確言せざるを得ざるを遺憾とする者也、何ぞや曰く己れの職分に對する感念の無くなりつゝある事是れ也、これ世界一般の風潮なるや否やを知らざれども、少くも我が國に於ては其の傾向甚しくなりつゝあるは、掩ふべからざるの事實也。

職分に對する感念とは、云ふ迄もなく我が任務をば、我が爲すべき天分也と信じ、之を爲さゞれ

ば罪を天に得て冥罰の程も恐ろしと感じ、赤誠以て其の任務に奉仕し、餘力を剩さゝるの謂也、然れば曾て西鄕南洲も誨へしが如く、天を相手とし人を相手とせざるの義にして、卽ち天分のある所水火も辭すべきに非す、況んや世の毀譽褒貶に於てをやと云ふが如き、極めて不羈獨立なる而かも義勇奉公の精神に富みたるものならずんばあるべからず、而して世の毀譽褒貶必すしも正義の標準たらずと云ふに非ざれども、若し之れにのみ支配せられて事を爲さば、所謂是れ世の奴隷にして良心の自由なきもの也、良心の自由なきものは自ら好み自ら勇んで事を爲す能はざるが故に、動もすれば不誠實に流れ責任を盡さゝるに至るは、勢ひ避け難き所とす、人は天を相手とし事を爲すの信念なくんば、到底正義を行ひ得べくも非す、從て困難なる大事業に成功せざるは明か也。

此頃海老名彈正氏歐米歸朝談に、予は聯合軍の手に勝利の歸せしは、彼等軍隊に於ける規律の嚴明なること、兵士の柔順にして克く命令に服從することの如き、確かに其一理由たるを失はずと信ずる者なるが故に、偶々英京倫敦に於けるカナダ兵、祝勝會のありし時、之に臨み一場の祝詞を述べて、予は平素の所懷の如く、彼等克く命令に服從するを稱揚し、戰勝の大原因全く茲にありと謂ひしに對し、案外にも之を喜ばざるの風あるを見る、於是こは如何なる譯なるかを探りしに此處に初めて予の考の至らざりしを知り、後に其の失言を悔ひたることあり、他事に非ず卽ち彼等は命令の爲めに餘儀なくされて戰ひしに非す、實に止むに止まれぬ天分の感念に驅られ、自ら好み自ら勇んで戰ひしに對し、斯かる言辭を頂くとは何底ぞと云ふにありしと、又た同氏は市中散步の時一兵士が酒に醉ひつゝ亂行を爲すあり、一士官之を見て如何に處置するかを窺ひしに、手嚴敷處置に及ばんと思ひの外、彼は唯だ一言、御身は人に非ずやと警告を與へたるのみ敢て餘言を云はず、然るに彼一兵士この一語を浴せかけらるるや、遽然として覺め慄然として戰き、正體全く別人の如くなりたるを見て、氏は其の人間たる責任の深きを感するに驚きたりとのこと也、由來英人は職分を重んずる國民也とは、皆な人の知る所也といへども今日迄尙ほ如此ものあるは、實に讃嘆の限りに非ずや。

良心を恐れずして、只だ上官を恐れ評判を恐れ又は貧苦艱難のみを怖るゝ者、如何にして人たるの道を行ひ得べきや、良心を恐れてこそ初めて眞の自由あり、其の自由なき所に正義人道は行はれ得べきものに非す、良心を恐れざれば、禽獸と擇ぶ所なき也、禽獸に正義人道を强ゆべからざるは兒童も亦た能く知る所、然らば則ち行刑の事先づ良心の覺醒を受刑者に望むべきが當然ならん、思ひ此に至らずして徒らに外面上より規則攻めを爲し以て其の形體のみを整ふるが如き、眞に是れ徒勞無益の業と謂はざるべからず、故に司獄官今日の要務は如何にして、彼等の良心に力を與ふべきかにあるべし、良心の聲は卽ちこれ天の聲、此の聲に遵ふて人間の道は踏み行はるべしとせば、吾人は宜しく此の聲の本なる良心に活力を與ふるの要あり、然らば此の事如何にして可ならん、他なし先づ司獄官自身の良心に活力を得るにあり、果して吾人司獄官に、眞に良心を恐れ懼々焉として之に遵ふの誠意あらば、影の形に伴ふが如く必すや、感應せずと云ふことなかるべし、鳥の鷹を產む能はざると一般、其種子なくして總ての物は生せず力ある良心は唯だ力ある良心に接して始めて生るべき也。

良心の活力は體にして、職分の感念は用なること、以上述ぶる所によりて之を知るを得べし、要するに今日の時勢より見るも明かなるが如く、人は先づ自活の精神確定せざれば、何事も以て其の目的を達すべからず、然るに之と異名同體なる職分感念にして薄きこと如此、而して又た其主動精

神たる良心の力にして弱きこと如此に對しては何人か平然として袖手傍觀するを得ん、吾人は須らく深き反省を以て自らを正すと共に良心の覺醒を圖り以て職分感念の養成に努むべきに非ずや。

○藥籠（一四）

福岡　苅屋老龜

△犯罪者の子女

予は最近に斯樣な事件を取扱つた。卽ち東北の某市で、醬油釀造業を營み相當の資產と信用とを有した者の子で、稀な俊才と稱せられ、小學校より中學校の三年級まで常に優等の成績を以て進んで來たのであるが、不幸、其子が十六年の時、父親が圖らずも犯罪人として獄に繫がるゝ身となつた爲め、忽ち其資產は傾き母親は病死するなど、悲慘な運命が續て迫り來り、自分も亦諭示退學となつた。已むなく彼は東京に來り、二三柱庵の手に依り漸く某商店に住み込んだが、間もなく鄕里に於ける父親の事件が明かになつたので、直に其主人から解雇せられた爲め、寄邊なき東京に獨り浮浪するの餘儀なきに至り、昨年の俊才は遂に今年不良少年團の一員となつて仕舞つた。夫からは酒を飮み女を買ひ益々墮落の淵に落ちて、始めは掻拂ひといふ小泥棒から明巢狙ひと進み、一二度輕い懲役刑に服した末强盜と大成して今度は重い刑罰を受くる境遇となつたので最早濟度し難い人間になつて仕舞つた。——（中略）

先づ此問題を解決するには、現在の社會が犯罪人の子女を斯くまで嫌忌するに至つた原因を研究する必要がある。今之を玆に詳論するの餘裕がないが、一言すれば、其重なる原因は二つあると思ふ。卽ち其一は、古は法律制度に於て、犯罪人の子女に一種の附隨罪を科し、刑罰の苦痛を其眷族に及ぼした沿革である。其二は刑事人類學派の唱道した犯罪の遺傳說である。此遺傳說によれば、

犯罪人中には生來犯人慣行犯人とがあつて生來犯人は祖先の遺傳を受け先天的に犯罪性を有するもので、此種の人は一種の犯人相貌（體型異狀）を備へて居る。又慣行犯人は出生後に於ける生活狀態の影響に因つて、道德心が減却し、勞働を欲せずして安逸を貪るの慣習と同じく職業的犯人たるに至るといふのである。然し體型の異狀は小兒期に於ける發育不良に基くもので、多くは之を以て犯罪行爲の對象とすることが出來ない。現に幾多の犯罪人中、普通の體型を有して居るものも鮮くない一事に徵して見ても體型の異狀を以て直に犯罪性を確知するの標準と爲すことの出來ないことは近時學說の殆ど一致して居るところで、決して犯人の子女は矢張り犯罪性を持つて居るものと速斷することが出來ないのである。（判事田山卓爾）

△未亡人

今は昔、莊子が或時野山を散步すると、ある墓の隅に新しい墳がある。あゝ何人の果であらう、昨日まで紅顏の美少年たりしもの、今日は野邊一片の煙と化するうたての世の中であると、無常を感じつゝ近づいて見ると、年齡廿一二とも見ゆる粹な美婦が、扇子で其の墳を煽ぎながらサメ〳〵と泣いて居る。莊子は、はゝア未亡人であるが、まで年も若き樣子、亡き夫の別れを惜み墓ふ淚であらう、氣の毒千萬な事ぢやと同情を捧げ、その人に、貴女はそんなに悲んで居らるゝかと問ふと、はい此墳は妾が二世を契つた夫でござります、かりそめの病が因となり亡くなられました、本人の遺言に、お前の樣な若い妻を此世に殘して行くのは如何にも心苦しい、せめては俺の墓の土の乾く迄は、他人には嫁いではくれるなどの賴み妾も此墳の土の乾かぬうちはトテモ嫁入は出來まいと存じまして、毎日かうして一日も早く土の乾くやうに煽つて居るのでございます。

△明鏡止水

心は明鏡止水の如しといふ事は、若い時に習つ

た劍術の極意だが、外交にも此極意を應用して少しも誤らなかつた。かういふ風に應接して、かういふ風に切拔けるなど、豫め見込を立てゝ置くのが世間の風だけれども、これが一番わるいよ、俺などは何も考へたり、目論みたりとすることはせぬ、たゞ〳〵一切の思慮を捨てゝしまつて、妄想や雜念が靈智をくもらす事のないやうにしておくばかりだ。卽ち所謂明鏡止水のやうに心を磨き澄ましておく斗りだ。かうして置くと、機に臨み、變に應じて、事に處する方策の浮び出ること、恰も影の形に從ひ、響の聲に應ずるが如くなるものだ。（海舟）

△缺陷と敎化事業

理想は圓滿を旨とするが、現實の社會には圓滿を缺いで缺陷がある。民衆は知らず識らず之に陷ちてゐる。

缺陷に陷る民衆に同情して、憐れなる者よ、社會にも罪ありと、同情の涙を流すものは文藝家であるけれども、之は只の涙のみ滿腔の同情はあるも實際救濟の手は出さぬ。

慈善事業、救濟事業に從事する有志者は、我手に縋れよ、汝は救はるべしと手を出して之を救ふて居る。救うても〳〵、後から〳〵陷るものがある故に、宗敎家や敎育家は、其行く手に陷穽のある事を警告して、彼等に正しき道を敎へなければならぬ。

△日本人の體格惡しき原因

一、非常に運動不足なること。
二、食物中脂肪分と蛋白質殊に動物性蛋白質とが不足して居る。
三、住宅の不完全。
四、衣服が不完全で、身體の動作を不自由不活潑にせしめる。

此外に一層重大なる惡影響となるものは

五、長き封建制度に依つて釀成せしめられた、一般に通有の精神的壓迫の觀念である。下位のものは上位の者から、婦人は男子舅姑から壓迫の感を懷かしめられ、片時も暢び暢びすることが出來ない。（近藤博士）

△能力增進の精神的秘訣

何事をするにも、從容として迫らずあせらず、餘裕綽々とした態度——沈着が必要。

△衞生的生活の必要條件

一、身體に必要なる物資を適度に供給し、
二、不必要なる物質を體外に排除すること、換言すれば、營養分を十分に取つて便通を整へること、
三、適度に活動し、
四、適度に休息すること（以上二項佐多芳久）

△英氣涵養法

一、常に光明に向つて座すること、
暗黑面を見ずに輝いたる明い方面を見るのである、

ジョンソン曰く、如何なる事件に際しても常に光明の方面を觀察するは、一年數萬金を得るに勝つてゐる。

二、夢想を一擲して奮鬪生活に入ること。
夢想に耽る者は消極的の態度となる、自ら進んで自己の運命を開拓せねばならぬ、
三、怒氣を發せざること、
四、過去の愚痴を言はぬこと、
五、體力の養成を忘れぬこと、

△精神作用の肉體に及ぼす力

一、精神作用は先づ第一に心臟に影響し、脈膊の一弛一張は凡て心の安と不安とから分れる。
二、精神作用は血管に影響する、非常なる恐怖は極度に血壓を高めて、死に至らしむることさへある。
三、精神作用が消化器に及ぼす影響多大である。不愉快な時には胃液の分泌が減少して、胃の活動を沮止し消化不良となる。
四、呼吸器に影響する。樂天家の呼吸は規則正し

く徐々として且つ深い恐怖に襲はるゝ場合は呼吸が全く之と反對の現象を呈する、精神堅固な人程、胸幅が廣い。

五、皮膚病の如きも血液循環の不順より起り、而して血液循環の不順は、精神的不安に起因することがある。

六、健全なる精神は皮膚を美しくする、且又、味覺、嗅覺、聽覺、視覺其他の感覺を正確にする。

七、精神は又筋肉に影響して、平靜愉快なるに從ひ筋肉はその精力及び耐久力を增加する。

△精神作用は肉體を活殺する

近頃天然生活といふことを高調して名を得た獨逸の學者アドルフ、ユスト氏は、精神には肉體の傷病を癒す力も殺す力も備つてゐることを主張して次の如き實例を示した。

或旅人が、瑞西の或湖水の水を呑んだ後で、その湖水の案內記を見ると、その湖水には Poison が多いと書いてあつた。彼は佛蘭西語の Poison を英語 Poison(毒)と讀違へて吃驚した、これは大變な水を飮んだものと思ふや否や、忽ちにして顏色が眞蒼となり、そのまゝ地上に倒れて人事不省となつた。偶々通行人の介抱を受け Poison は佛語で魚を意味することを敎へられ、大に安心して病は忽ち癒へたといふ。

△虛僞の西洋

日本人が西洋に行つて買物などする場合、釣錢を誤魔化されたり、馬車や自動車に乘つて不當な賃錢を强要されたりして困ることは珍らしくない事實である。日本に居る時は、西洋人位正直な者はない樣に言聞かされたが、それは吾々のやうに下等の飯屋に入つたり、電車に乘つたりした事のない上等の紳士の經驗談であらう、西洋人は利口だから所謂商業道德は能く守るであらうが、幷は算盤に入れて其方が得になるからである、現に正直は最上の政略なりなどいふ格言もある、從つて不正直が最上の政略である例外の場合には、彼等は遠慮なく不正直である。平然として虛僞をいふこと面憎きばかりである。誰か西洋をキリスト敎國といふものぞ、日本こそ實になつかしき君子國である（河上博士——祖國を顧みて）

△手

吾々は往々畜類を輕蔑して四足といふが、げに吾々が、二本の足で直立が出來、是が爲め自由の手を有するに至つた事は、吾々人類の大なる誇である人と人と相對するを相手といひ、馬に乘る人を騎手といひ、藝術の名人を名手といひ、運動の名人殊に徒步競爭の名人さへ選手といふの類は卽ちそれである。　細腕ではとても其任に堪へぬ。

遣手、手腕家、敏腕家、辣腕家、……見手、聞手、話手、……手代、手下、遊手、人手等、如此手は人間にとつて極めて大切であるが、其手の延長されたものが畢竟道具であつて、其道具の更に延長されたものが今日の機械である。（同上）

彙報

○濱松分監拘置監燒失　二月二十五日午後四時五十分靜岡監獄濱松分監拘置監西偶浴場煙突より出火し拘置監屋根裏より黑煙の噴出せるを同監職員に於て發見し斯くと分監長に急報したれば分監長は此旨直に警察署憲兵隊に急報し其應援を求め置き一方本監に電話を以て報告し分監長自ら總指揮に任じ職員各部署を定め囚人中より消防夫廿五名を出して極力消火に盡力中警察官、憲兵、及市內消防夫、軍隊より急援あり恰も當日は風强くして消火に非常の困難を感じ見る〳〵拘置監一棟を全燒し更に他監にも延燒せんず形勢なりしも附近の廊下を破壞して辛くも延燒を防止したり、斯くて全く鎭火せるは午後七時なりき。發火の原因を取調べたるも煙突の破損ありしものか或は煙突より噴出せる火の粉が屋根裏に吹込まれしに依

るかの何れかならんも確たる原因判明せざる由、

○監獄職員奇禍　小菅監獄授業手岸山甚太郎氏は三月十二日午前七時四十分出勤の際同監を距る約五丁の鐵道線路側を歩行中後方より進行し來れる汽車に觸れ線路外に跳飛ばされ右腕骨折竝に背部を强打の爲終に同日午前十一時頃死亡せり。

○監獄官吏の自殺　三池監獄看守深牧次吉氏は昨年十一月同監看守を拜命し爾來勤續中なりしが實父の死亡に次て實母も病床に臥し症狀重篤なるに及び二月十八日以來缺勤看護に從事しつゝありしが稍輕快となり三月四日より出勤し居たり然るに同十五日に至り自己病氣の故を以て引籠り屆を提出爾來缺勤を繼續せるに依り同監職員を同人宅へ訪問せしめたるに本人は數日前鄉里へ旅行する旨云爲して出立せりとの事に至急呼戻し出勤せしむべき旨家族へ依頼し置けり然るに突如去る二十四日に至り本人が本籍地なる本人妻女の居村に在る溜池に投身自殺し居れるを發見せる旨の通知ありたり。目下遺族呼出取調中にて其自殺の原因に就ては判明せざるも察するに不幸續きに精神錯亂を來せるものなるべし。

○被告人逃走　物盜横領被告安方作藏（二八）は福岡縣行橋區裁判所に於て懲役二年の判決を受け控訴の末三月三日行橋警察署巡査戒護の下に汽車にて福岡地方裁判所へ押送途中九州鐵道海老津驛を距る約八町の地點に差かゝりし際汽車便所の窓より身を躍らして線路に飛び下り何處ともなく逃走したれば直に行橋警察署長へ急報し極力捜査せしも未だ逮捕するに至らず。

▲大阪監獄若松町分監　拘禁强盜竊盜詐欺被告音羽市太郎（二〇）横領被告池上謙治（二六）放火竊盜被告荒木松太郎（二三）竊盜被告武藤市之助（二四）は何れも疥癬患者に付隔離せられ外一名と共に病患に收容治療中三月十四日午前十時二十分頃担當看守巡回の際看守に向つて只今房内掃除の際過て土瓶を破損したれば引換を乞ふと申出でしも同看守は本日は日曜の事にもあり換備品なければとて應ぜざりしに其後雲食を炊場より運搬し來りしに再び飲湯の容器に固縁するにより土瓶を引換へられたしと申出でたるにより看守が開房するや池上謙治は看守に飛付き襟を强握し他の勤務を得て房内に引倒し武藤は兵兒帶を以て同看守の足を緊縛し其手にせる鍵を奪はんとせしも看守は極力抵抗したれば内一人は看守の右手第一關節に噛付き途に强奪して房外に出で看守を監房内に押へらるゝに至れるものなり。

○逃走被告人逮捕　昨年十二月廿九日松江監獄濱田分監を破獄逃走し其後香として其踪跡を得ざりし岡土德左衛門（三〇）は本年三月一日本籍地所轄笹田警察署によりて逮捕さるゝに至れり依て本人に就き逃走方法其他に付取調ふるに當時同監の推定報告によりて本誌が報道せしと同機なり。

▲昨年九月四日水戸監獄土浦分監に拘禁され同十五日裁判出廷の際看守を欺きて同裁判所便所より逃走し爾來嚴探中なりし物盜被告白石鶴助（二一）は去る二月二十五日千葉縣成田警察署の手に逮捕されたり。

▲松山監獄拘禁詐欺物盜被告山本富造（二二）は三月二十四日午後二時五十分頃入例呼出に付他の被告一名と共に出廷し戒護看守は二名付添ひ居たり然るに本人は公例廷に出づるや控訴取下の旨申出でたるより其儘退廷せしめんとせし刹那手錠の儘逃走を企て裁判所の側門を出でゝ脫兎の如く逸走せり戒護看守は直に追跡せるも本人の衆走力に及ばず間もなく本人の姿を見失ひたるより其足跡を辿りて尚も追跡して本人が民家の構内に入り門扉の陰に潜伏し居りしを發見し直に逮捕歸監せり。逃走の動機を取調ふるに只一途に服役前兩親に面會し度きの一念よりなりと陳べ居たり。

○被告人逃走未遂　函館監獄汐見町出張所拘禁物盜被告前田利彦（二七）は三月二十五日午後二時四十分頃看守の隙を窺ひ居

內に押込め外より施錠の後逃走せんとしたるに怡も房前に於て食器洗滌中なる看病夫に認められたれば看病夫をも拉し去り空房に押込めたる後病監外に逃走し四門に至り先に醫務所前より持來れる衝器の分銅を以て錠を破壞し構外に脫出せり。前記看守及看病夫は右事犯中救援を連呼せしも直前の監房は窓戸を密閉し居る爲か更に事故を知らず隣接せる炊所は折柄晝食を監房へ運搬中なりしを以て應援し得ざりしが歸來異樣の物音を聞き初めて發見直に當直看守長に急報したるものにして看守長は直に市內各警察署に急報するや同時に同監職員各部署を定めて追跡捜査の手を盡せる結果同日午後十時池上金次は市內玉造なる內緣の妻方に立廻れる所を逮捕するを得たるも他は未だ縡に就かず。

○逃走受刑者逮捕　昨年八月浦和監獄川越分監耕転地より町田政雄と共に逃走せる新井市郎（一八）は其後極力捜査せしも就縡に至らざりしが同人は今回神奈川縣警察署の手により浮浪罪として拘留中前科取調を受けたる結果逃走本人なる事判明するに至れる旨の通知に接し逃走後の模樣を取調ふるに彼は町田政雄と共謀逃走後八月三十日夜迄は同行せしも同夜埼玉縣大宮町にて相別れ東京市に入込み下谷邊草邊の書生友を訪れて三日餘潜伏せしも發覺を恐れて橫須賀市に至り土工人足等に從事し十二月九日頃より更に橫濱市に至り某鐵工場職工と爲り越へて本年一月十五日以降又々定住なく所々徘徊し居る內二月二十六日蓁町署の手に

房床板より高さ五尺二寸監房裏窓に取付けある直徑六分鐵棒を上部に採み上げ下部の棒端を座金より外して之を外方に押曲げ上部を座金より引拔き其間隙より脫出し該鐵棒を携へ現場を距る約十間なる板塀に達し鐵棒を之に立掛け足場となし板塀を踰越せんとせるを掃除夫に認められ構内掃除夫は大聲を發し上げて逃走者ある旨を呼び事務所に急報せり之が爲本人は到底目的の遂行し得べからざるを知りスゴ〳〵居房に立歸りつゝある所へ看守駈付け取押へたり。

○受刑者傷害　京都監獄在監受刑者物盜懲役七年岡本小三太郎(三五)は三月十二日朝出役の際同工場出役囚總島捨吉に向ひ堰田愛藏が昨夕還房の際捨吉の襟番號を剝き取りたりと告げたれば捨吉は此由を擔當看守に申出でたるに依り愛藏は看守長の訊問取調を受け午前八時三十分頃工場に歸り來るや本人に對し「覺へて居れ」と言ひ掛り森に兩人口論の末本人は憤怒の餘作業用鉈を揮つて愛藏に斬付け治療日數七日以上を要する創傷を負はしめたり

○被告人縱死　宇都宮監獄大田原出張所拘禁物盜被告早乙女信章(二八)は二月十九日午前二時頃居房に於て自己所有のタオルを以て頸部を縊し兩手を以て引絞り俯臥の儘縱死せり、翌朝に至りて起床時起床せざるにより同房者が臥具を除きたるに既に緯切れ居たり。

▲福島監獄拘禁强盜殺人兼告大槻利平(二二)は入監當初より自殺の虞あるものとして、特に雜居拘禁に付し特別に監視を嚴にし來りしも二月七日午前七時三十分同房者の一名は公判廷呼出により他の一名は信書認めの出房不在の機を利用し居房備付の箱膳を踏臺として兵兒帶を監獄格子に懸け縱首せるを八時十分に至り看守に於て發見極力應急手當を加へたるも蘇生するに至らざりき。

▲京都監獄宮津分監拘禁詐欺責任被告山田幸吉(五〇)は高利貸を業とし社會の指彈を受け居たるものなるが同監拘禁以來前非を悔ゆる事切なるものありし由にて二月二日午前一時四十分居房柱の上部なる筋鐵に兵兒帶を結び付下部なる筋鐵を足場として縱首垂下せるを間もなく巡囘看守に於て發見し救急處置を執りたるも其効なかりき。

▲秋田監獄大曲分監拘禁放火被告藤原銀次郎(五九)は放火二件あり到底重刑の免かるべからざるを悲觀せるものか二月十一日午前二時十分頃風雪激しき折を見て居房便器桶を踏臺として自己の兵兒帶を監格子に結付け縱首垂下せるを間もなく巡囘看守發見し他看守の應援を得て人工呼吸を施したるに約十五分間にして纔に蘇生せり急報に依り驅付けたる監獄醫は未だ呼吸の十分ならざるを見て樂書注射を爲したるも動もすれば窒息せん狀態なるを以て人工呼吸を繼續する事約三時間に及び初めて完全なる呼吸を營むに至りたるも依然意識鮮明を缺き居たるが遂に午前十一時に至りて死亡せり

○受刑者縱死　宮城監獄在監受刑者放火及森林放火懲役十二年渡邊利重(四三)は三月二十日氣管支加答兒症に罹り休養懲役監に於て休養治療中二十三日午後五時五十分頃巡囘看守の隙を窺ひ自己の兵兒帶を鐵格子に結付け縱首垂下せるを間もなく發見し監獄醫驅付應急手當を加へたるも何分身體衰弱し居たる爲遂に蘇生するに至らざりき。

○被告人縱死未遂　大分監獄拘禁强盜殺被告平位竹三郎(二二)は二月七日懲役五年の言渡を受けたるものなるが同十二日午後五時四十分頃看守巡囘勤務中異樣の音響を耳にして直に其方面に急行したるに竹三郎は居房と隣房との隔壁に接して置箱に便器を重ね其上に水桶を置き倫其上へ枕を積み之を踏臺として隔壁上部に設けある電燈孔を塞ぎたる硝子を破壞し書籍棚の支持木を取外し其中央部を自己の兵兒帶を以て結び丁字形を爲し其木片を隣房側へ挿入し帶の一端を頸に卷き縱首垂下し居たれば當直看守長に報する一方吏員と協力して之に應急手當を施したれば直に蘇生したり。

○受刑者壓死　三池監獄在監受刑者殺人無期懲役竹橋松太郎(二七)及物盜懲役十二年尾崎與惣吉(四六)は他の受刑者二名と共に宮原坑内に於て支柱夫として出業中午後二時比俄然天井岩石長約四間半巾約三間厚約二尺のもの壓落し右兩名は避難の遑なく不幸にも壓迫傷死を遂げたり。

叙任

叙従七位　看守長(山口)　宮重彦助
叙正八位　勤一等看守長(山口)　森永義郎
叙従七位　看守長(山口)　渡邊元太郎
叙従七位　正八位勤八等看守長(甲府)　小宅啓三郎
叙従七位　正八位勤八等看守長(德島)　足立豐
給四級俸　八王子分監長　松野眞太郎
給四級俸　看守長(名古屋)　塚谷愼次郎
東京監獄勤務ヲ命ス　看守長(千葉)　山中儀三郎
東京監獄八王子分監長ヲ命ス　看守長(佐賀)　大橋彦太
名古屋監獄勤務ヲ命ス　司法屬　長山始
千葉監獄勤務ヲ命ス　看守長(長野)　小山鉦次
任典獄補　看守長(浦和)　井上榮次
叙高等官八等　七級俸下賜　橫濱監獄勤務ヲ命ス
任司法屬　給四級俸　監獄局勤務ヲ命ス
長野監獄勤務ヲ命ス

任看守長　浦和監獄看守　津久井作司

月俸廿八圓給與浦和監獄勤務ヲ命ス

名古屋監獄勤務ヲ命ス　看守長（長野）　枇杷橋喜一

橫濱監獄勤務ヲ命ス　看守長（名古屋）　高木銀重

任司法屬　看守長（橫濱）　瀨藤義三

給七級俸　監獄局勤務ヲ命ス　看守長　京都）　安松貫

豐多摩監獄勤務ヲ命ス　看守長（豐多摩）　柴田常治郎

京都監獄勤務ヲ命ス　十勝監獄監獄醫　川島義夫

網走監獄勤務ヲ命ス　看守長（福島）　井上金次郎

任典獄補　看守長（高知）　山本千代槌

敍高等官八等　七級俸下賜　福島監獄勤務ヲ命ス

任看守長　長野監獄看守　辻多七

月俸廿八圓給與　長野監獄勤務ヲ命ス

給四級俸　看守長（高知）　山本千代槌

任監獄醫　新潟監獄監獄醫　中島恒尾

給九級俸　新潟監獄勤務ヲ命ス

敍勳六等授瑞寶章　從七位勳六等典獄補（長崎）　秋元源次郎

敍勳六等授瑞寶章　從七位典獄補（浦和）　長谷場圭介

敍勳八等授瑞寶章　司法技手兼看守長（大阪）　堀一郎平

叙正八位　典獄補（橫濱）　長山始

敍從六位（死亡）　正七位勳六等（十勝）　木島正三

敍高等官五等　四級俸下賜

會報

○監獄官練習所修業式

第十一回監獄官練習所は三月二日を以て授業を終り二十二日より三日間試驗を行ひ二十八日證書授與式を擧行したり、當日來賓には司法省より飯島秘書課長、皆川職員課長、辻監獄事務官及び山岡、清水、佐佐木、芥川、河野、の各講師、有馬小菅、坪井巢鴨、鈴木豐多摩、田村廣島の各典獄竝に野口寄宿舍幹事にして式は定刻午前十時本會講堂に於て執行はれ谷田練習所長は修業證書を授與し次に同所長挨拶及訓示あり終て順次司法大臣の祝辭（飯島秘書課長代讀）來賓總代皆川職員課長の演說講師總代清水行恕氏の演說、練習生總代札幌監獄看守一條清の答辭あり、十一時三十分式を終り直ちに紀念の撮影を爲し來賓及練習生一同に對し登餐を饗せり。

尙修業試驗の時間表、試驗問題竝に受驗者氏名及び修業式に於ける祝辭等左の如し。

▲試驗時間表

	自午前八時至午前十時	自午前十時至正午十二時	自午後一時至午後三時
三月廿二日(月)	監獄法	刑法各論	刑法總論
三月廿三日(火)	監獄法	刑事訴訟法	刑罰原論
三月廿四日(水)	刑事訴訟法		

▲試驗問題

○監獄法（松井講師出題）

一、監獄作業ノ根本方針ヲ說明スベシ

二、雜居拘禁制度ノ利害ヲ論ジ我國ニ於ケル監房別異ノ標準ヲ說明スベシ

三、收監ノ條件ヲ述ベ入監拒絕ノ場合ヲ說明スベシ

但以上第二問第三問中一問ヲ選擇ス可シ

○刑法各論（宮城講師出題）

一、左ノ意義ヲ簡單ニ說明スベシ

暴動、暴行、脅迫、

二、男監女監ヲ區劃スル墻壁ヲ踰越シテ女監內ニ入リタル男囚アリ其刑法上ノ責任ヲ問フ

○刑法各論（山岡講師出題）

名譽毀損罪ヲ說明シ侮辱罪ト異ル要點ヲ指示スベシ

○刑法總論（原講師出題）

一、不能犯ノ理論ニ於ケル主觀主義ノ學說ヲ略述スベシ

二、心神喪失者ノ行爲ト十四歲未滿者ノ行爲トノ間ニ於ケル犯罪除却原因ノ異同ヲ簡單ニ論ズベシ

○監獄法（辻講師出題）

一、食菜ニ差等ヲ設クルノ可否如何

二、（イ）接見度數ノ制限ヲ問フ

（ロ）文書圖畫閱讀禁止ノ懲罰ヲ受ケ居ル者ハ書信ノ發受ヲナシ得ルヤ

（以上二問中一問ヲ撰擇答フベシ）

○會計法（辻講師出題）

一、仕拂命令ノ種類ヲ擧ゲ且之ヲ簡單ニ說明スベシ

二、定額戻入トハ何ゾヤ

（右二問中一問ヲ撰擇答フベシ）

○刑事訴訟法（林講師出題）

一、刑事訴訟手續ノ段階ヲ說明スベシ

二、合法主義及便宜主義ヲ論述スベシ

○刑罰原論（泉二講師出題）

不定期刑ノ精神及利害得失ヲ說明スベシ

○刑事訴訟法（清水講師出題）

一、勾引狀、勾留狀、逮捕狀ノ異同ヲ說明スベシ

二、闕席判決ヲ說明スベシ

▲試驗合格者

成績順	氏名	監獄名	成績順	氏名	監獄名
一	條清	札幌	二	中尾鉤夫	岡山
三	本山梓	京城	四	野並勝治	高知
五	瀨史朗	西大門	六	鹽見豐松	山口
七	山根信松	十勝	八	前坂源三郎	金澤
九	永田亥之助	巢鴨	一〇	小池福次郎	京都
一一	後藤孝治	札幌	一二	長濱梅次郎	小菅
一三	志賀野利兵衛	宮城	一四	三浦惣次郎	秋田
一五	長內庄之助	喜森	一六	川島爲與吉	豐多摩
一七	平田均一	長野	一八	原岩藏	大阪
一九	中島廣記	三池	二〇	由手武藏	臺南
二一	金田榮三郎	神戶	二二	稻谷他一奈良	
二三	田代多七	長崎	二四	及川勇郎	島根
二五	金山宿敎	靜岡	二六	成瀨定實	福岡
二七	榎本寧	千葉	二八	南松太郎	高松
二九	小田倉一	廣島	三〇	中山勘左衛門	監所
三一	永井梅吉	安濃津	三二	大島島吉	前橋
三三	本田乙吉	臺中	三四	三原金次	長崎
三五	服部俊治	神戶	三六	榎本高義	浦和
三七	長谷川巳吉	橫濱	三八	山本巳之吉	橫濱
三九	三留常盤	旭川	四〇	長谷文市	神戶
四一	岡田德一	四大門	四二	給前德三郎	東京
四三	萩原歌司	豐多摩	四四	玉木泰作	長野
四五	金正培	公州	四六	酒井彌太六	前橋
四七	高木銀重（元名古屋）	橫濱	四八	長谷場芳介	浦和
四九	松山盛城	大阪	五〇	西岡十之丞	和歌山
五一	古屋盛安	甲府	五二	中谷源一	鹿島
五三	木立水助	平壤	五四	白濱佐一	佐賀
五五	池見坂太郎	大分	五六	見川恒次	水戶
五七	丸尾周一	岡山	五八	鬼塚正雄	熊本
五九	山根義幸	松江	六〇	熊迫馥助	鹿兒島
六一	北村松造	大阪	六二	鈴木養之助	小菅
六三	井上金作	岐阜	六四	岩崎兵吉	臺北
六五	岩本新一	山口	六六	宮澤禮助	札幌
六七	田澤正苗	京都	六八	鈴木字三郎	宮城
六九	野崎眞珍	沖繩	七〇	鈴木環	函館
七一	鈴木與次郎	網走			

（一部應試者）

佐々木林之丞　宇都宮　　渡邊勝巳　盛岡

財津壽郎　宮崎

△祝辭

本日第十一回監獄官練習所修業證書授與式ニ參列ノ光榮ヲ得タルハ余ノ欣幸トスル所ナリ顧フニ諸君ハ入所以來茲ニ六閱月其期間長キニアラストト雖モ職務上必要ナル學理ト實際トノ講習ヲ完了シタルハ畢竟諸君カ入所以來能ク規律ヲ守リ黽勉努力シタル結果ニ外ナラス是ヨリ諸君ハ任地ニ還リ其修得シタル所ヲ以テ實務ニ從事セラルヘシ諸君ノ責任重且ツ大ナルコト多言ヲ要セス況シヤ方今社會ノ風潮大ニ變化シ獄政從ツテ複雜ヲ加ヘ益々多事ナラムトス諸君深ク此點ニ留意シ公平質實其任務ニ當リ以テ職責ヲ全フセラレムコトヲ望ム

大正九年三月二十八日

司法大臣　原　敬

○谷田所長挨拶竝訓示

閣下及諸君、本日茲に第十一回目の監獄官練習所卒業證書授與式を擧行するに當りまして、閣下及諸君の御來臨を得ましたのは、當協會竝に練習所の甚だ光榮とする所でございまして、所長の任を汚して居りまする私から深く感謝致す次第でございます。

今回の練習所は舊來十回引續いて毎年開いて居りまする練習所とは聊か異つて居るのでございま

す舊來の練習所は司法省より幾分の補助は戴いて居りまして經營して居りましたものでございまして、其修業期間は四箇月といふことに相成つて居りましたのであります、而して此四箇月の期間は大抵三月或は四月から夏の季節に掛けまして開いて居りました、然る所舊來の經驗に依りますれば、四箇月の講習期間では監獄官に必要なる科目を十分に敎授することの出來ないのみならず、極く大體の講習をも與へるとの出來ないといふことを認めて居つたのであります、且つ又季節に付きましても學校を開いて居りまする時季の關係から申しましても、春先から夏に掛けましてはどうも學問講習といふには適しないのでありまして、或は試驗間際になると澤山な病人が出來るとか、或は中には餘り學業の方に身の入らぬ人があるといふやうなことでありました、それで我々監獄協會の當局者はどうか此四箇月といふ期間はもう少し延長致したいものである、又季節も春から夏に掛けてといふよりは寧ろ秋冬の季節を選びたいといふ考を有つて居りましたのでありましたが、遺憾ながら數年の間此計畫を實行することが出來なかつたのでございまして、監獄協會が主として費用を負擔致して居りましたが、四箇月以上尠くも六箇月位に致したいと思つて居つたのでありますが、どうも六ヶ月といふことになりますとそれ丈け費用の掛ることは勿論でございますし、又季節の點に至りましても多向の方が春夏よりは費用を多く要するといふことは是は免れぬ次第でございまするから斯樣な點から致しまして遺憾ながら矢張り昨年までは四ヶ月といふとで、春夏に掛けて授業を致して居つたのであります、然る所昨年に至りまして政府の方でも時勢の必要に鑑みて監獄官の練習といふものは益々之を奬勵せなければならぬ、それにしては唯一の養成機關たる練習所の有樣が洵に不十分であつて、之を改良してモット充實する必要があるといふことを政府の方でも認められまして、議會に要求して、監獄協會で經營して居る練習所に對して補助金を給付するといふことに相成つたのであります、それが議會を通過しまして、司法省の方から協會に補助金を下さるといふことになりましたのであります から協會に於きましては爰に財源を得ることになりまして、多年計畫して居つた期間の延長、さうして又季節の變更といふことを實行することが出來るやうに相成つたのであります、そこで此練習所を開くに付きましては、其趣意を各監獄に通知を致しまして、今回は是までよりは二ヶ月間期間延長するのである、又季節も變へて秋冬を選ぶことにして一層學問の方には我々職員に於ても盡瘁する積りであるから、各監獄に於ても生徒としてさうして良い人を入所せしむるやうに配慮ありたいものであるといふことを申遣したのであります此趣意に依つて茲に御居でになる所の諸君が選ばれて當練習所に御這入りになることに相成つたのであります、又我々に於きましては此趣意に依りまして、今日茲に御居でになりまする講師諸君にも御依頼を致しまして、平素公務最も多端の局に御當りになつて居る方々でありますから、特別に我々の學校の爲めに御依頼を致し、そうして諸君の御厄介に相成りまして、兎に角此六ヶ月の期間を爰に卒へて證書授與式を今日擧げることの出來るのは私共の最も歡ぶ所であります、之に付きましては講師諸君には是は、今度に限りませぬいつでものことではありまするが、此六ヶ月間を非常な御熱心を以て懇篤に御敎授下さりました段は我々が特に深く感謝致さなければならぬ所であります。

又生徒諸君に對しては私は入所式を行ひました際にも唯今御話し致す所の趣意を申上げてどうか

諸君が大に奮勵して茲に這入つた丈けの功を全ふするやうにありたいといふことの希望を述べて置いたのでありましたが、不幸にして中には學校の規律に副はぬやうな人も出來、それが爲めに退所を命じなければならぬやうな、不幸な出來事があつたのであります、又一回私から特に諸君に御注意申上げたやうな事柄もありましたが大體に於きましては、諸君が能く私共職員の希望する所を領解して之を實行せられて、さうして今日に至つて爰に證書を授與することになつたといふことは大體に於て私共が滿足を致して居る所であります。

今後の事に付ては既に昨日も私の講演の中に於て述べて置きました通りに、我邦の獄制といふものは表面は略ぼ具つて居るやうに見えるのでありまするけれども、其實肝腎の行刑制度すらまだ確定して居らぬのであります、殊に實際に於きましては設備などが最も不完全でありまして、今後此設備を十分に改良することがなかつたならば、如何程立派な法律があり、制度が具つても迚も十分に行刑の效用を全ふすることは出來ないのであります、將來に於ては昨日私が申上げました色々な缺陷をどうしても補つて行かなければならぬのでありまして、監獄内に於て爲すべき仕事といふものは殆ど枚擧に遑あらぬと申して宜しいやうな次第である、況や今日の我邦の社會は有形の方面に於きましても無形の方面に於きましても非常な激烈な變遷を受けつゝあるのでありまして、さうして此世態人情の變化が必ず矢張り獄制の上にも影響を及ぼして來て、さうして舊來取つて居る所の仕事の上に於て必ず色々な變化が現はれて來なければならぬ、監獄の職員は此關係を能く心得て居つて、時代に順應して行く覺悟がなければならぬのであります、是等の事の任に當らるゝのは即ち諸君で、諸君は今日の金甌あるを知つて他あるを知らぬといふやうな拜金宗的の世の中に於て

又華美なことゝか、或は人の目に立つやうなことばかりに人心が趣いて居る今日に於て、監獄の如き椽の下の力持のやうな社會からは餘り好くも見られなければ、物質的の待遇も惡いといふやうな職に就いて居らるゝことは最も多とせざるを得ないのであります、如何にもつまらぬやうな外觀があるのでありまして、まあ普通の人情は斯ういふ方面に向かないが、幸に諸君が此仕事の意味を能く諒解せられて、さうして今日のやうな時勢であるに拘はらず、此職に於て大に働かれ、此職に於て益々研究して行かうといふ志を持つて居られるといふことは、我々が非常に心强く感ずる所であります、必ずや將來に於ても諸君は此志を棄てられずして、倍々斯の道に盡さるゝであらうといふことを私は確信するのであります、國の仕事に色々ありまするが、監獄の仕事のやうなものは世間一向顧みぬのであります、併ながら斯ういふ椽の下の力持をする者がなければ本當の國の仕事といふものは出來るものでないのであります、誰か職性的にやつて行かなければならぬ、若し監獄の方の仕事などを段々やる人もなくなり、此方に趣味熱心を以て從事する人が無くなるといふことになりましたならば、警察が如何程完備して能く働いても裁判官の人選が十分に出來、法律が立派に出來ましても、刑を執行する監獄といふものが十分整つて居なかつたならば、警察も裁判所も法律も何にも役に立たぬといふことになるのであります諸君は能く此邊を御了解になつて職に就かれて居ることゝ信じて居りまするが、どうか我邦の爲めに今後とも益々發奮して此職に盡されむことを望んで止まぬのであります、殊に今日のやうな時勢に於ては私は諸君の御健康を祈つて、さうして諸君の志が益〻堅固ならむことを希望して止まぬのであります。

茲に諸君が半年の間、殆ど學生としても最も窮屈な寄宿舍の生活をせられて、大に其間に切磋琢

磨の功を積まれて幸にも皆御健康で卒業證書を持つて歸られるといふことを祝して、將來益々斯の道に御奮勵にならむことを希望します、之を私の告辭と致します。

○講師總代清水參事官祝辭演說

諸君、甚だ僭越でございますが、講師の總代と致しまして諸君に一言御挨拶を申上げる機會を得たことを感謝致します。

諸君は昨年の九月以來、六ヶ月間刻苦精勵せられ、切磋琢磨せられまして今日此光榮ある卒業の式に列せられましたことに付ては、私は諸君と共に欣喜措く能はざる所でございます、丁度時は三月の時候になりまして、櫻の花の蕾も十分に膨らみ、數日の後には爛漫たる花を以て滿都を飾る時期が近いて居るのであります、此櫻の蕾が膨らんだ時期に於て諸君が此光榮ある卒業式に列せらるゝといふ事は私は甚だ意味あることに解釋致して居るのであります、櫻は今蕾を持つたのであります、併ながらまだ花は咲かないのであります、況や實はまだ結ばないのであります、櫻の花は昨年の春地に委して以來、茲に一閲年の間風に嬲られ雨に浴みして、地中より營養分を吸ひ取つて、さうして今日漸く立派な蕾を着けたといふことは丁度諸君が昨年九月以來六ヶ月の間、各先生よりして色々なる各方面の知識を授けられまして、今日卒業式に列せられたといふことは甚だ夫れと相似て居るやうに私は考へるのであります、卽ち此卒業式に列せられたといふことは諸君が櫻の蕾になられたことであらうと私は考へるのであります、卽ち諸君は蕾になつたものであつて未だ花になつたのではないのであります、況や未だ諸君は實を結んだのではないのであります、諸君が茲に蕾となられたといふことに付て、私は一面に於て甚だ喜ぶと共に一面に於ては諸君と共に憂へるのであります、卽ち立派な蕾を結ばれた諸君は櫻の花の如き麗はしき花を着けるでありませう、進んでは立派な實を結ばれるのであらうと思ふのであります、併ながら蕾はありまして花に非ず、何時風が來たり雨が襲ふて此蕾の儘にして花にならず實を結ばずして地に委するかも知れぬのであります、私は此點に於て大に諸君の爲めに憂へるのであります、卽ち〳〵ご〳〵申上げる樣でありますが、諸君は花となつたのではない、是に於て諸君の蕾になられたといふ事は準備の業を卒へられたのであります、併ながら未だ實を結ばれたのでないのでありますから本業を終へたのではないのであります言換へれば諸君は準備の卒業をせられたのであつて、本業の卒業をせられたのではないのであります、此意味に於て私は卒業式なる文字を甚だ憚るのであります、決して業を卒へられたでないのであります、諸君は準備の業を卒へられたに止つて本業は是から開業するのであります。

只今申上げた通り、準備の業を卒へられて是より本業を開業せらるゝに付ては、今まで各方面の知識を授けられ、各方面の研究に依つて啓發せられた丈けでは充分ではないのでありまして、今後本業を進行さるゝに付て幾多の困難、幾多の障礙に遭遇せらるゝことを豫想し、此際に於て十分之に打克つ丈けの決心と覺悟とをせられなければならないと考へるのであります、其意味に於て私は諸君の準備の卒業式、本業の開業式に於きましても何等か諸君の御參考になることを講師として述ぶべき義務を感ずるのであります、併ながら學問の點に於て、研究の點に於て、各方面のそれ〳〵專門であらせらるゝ講師の方々から十分なる知識を授けられたのでありますから、是に於て私は學問的のことを申上げる必要もなからうと思ひますので、近來私が切に感じて居りまする所の一二の問題を提へまして、茲に諸君の御清聽を汚して、多少なりとも諸君の參考になれば甚だ幸甚であるのでございます。

私が近來感じて居りまする第一の事柄は、諸君に對して願くは濟世の自覺を持つて貰ひたいといふことであります、諸君が將來諸君の職業を倍々光輝あらしめるが爲には此濟世の自覺といふものがなくてはならぬと考へるのであります、人間が世の中に立つに當つては處世といふことに付ては十分なる考をしなければならぬことは勿論であります、卽ち人世に處するの第一義は處世の要務であります、是は甚だ必要なことでありますが、併ながら私は處世を以ては盡きるものでない、濟世といふ方面を考へなければ未だ十分でないと思ふのであります、處世は卽ち利己であります、濟世は卽ち利他であります、我々が單に世に處するの途を講ずるを以て滿足するならば、それは利己主義の寄り集りに過ぎないといふことになるのであります、利己主義の寄り集り、利己心の凝まりといふものが果して立派な社會を形成し、立派な事業を形作ることが出來るでありませうか、諸君が解決をなさることは容易であらうと思ふ、私は如何な人に付ても此處世の觀念と濟世の觀念の必要なることを感じて居る者でありますが、併ながら商賣人の如き者に付ては寧ろ處世が主であり、濟世は從であつて差支ないと思ふのであります、彼等の眼中自己の利益のみあつて社會はなくても夫れでも宜いのであります、併ながら身苟も國家の事務を分擔する所の官吏であるとか公吏であるといふやうな者に於きましては、寧ろ私は濟世が主であつても處世が從でなければならないと考へるのであります、先程所長よりも色々御話がありました通り、諸君の事業は卽ち立派なる國家の事務である成程陰に隱れて甚だ光輝ある職務では或はないかも知れぬけれども、併ながら諸君の事業にして完備せずんば、百の警察、千の裁判官あつと雖も、何の用をも爲さぬと局長は言はれたのであります洵に至言であると考へるのであります、此緣の下の力持的の而して最も重要なる國家の事務を諸君

が分擔せらるゝに當つて、私は痛切に此濟世の觀念の必要なることを感ずるのであります、勿論諸君は此の獄制に興味を感せられ、此獄務に從はるゝを以て畢生の事業と感せらるゝのであります、從つて尠くも濟世の自覺を有つて居ることは疑ないのであります、世の中が段々進歩致しまして、目前き丈け緖へば宜い、一時凌ぎに上手に仕事をやれば宜いといふやうな觀念が甚だ蔓延して居るやうに思ふのであります、諸君が事務を執らるゝに致しましても、表の上に立派な成績を擧げれば實質はどうでも宜しい、或は今日丈け何とか仕事を押付けて置けば明日はどうでも宜い、斯ういふやうな觀念でやらうといふことは全く濟世の觀念を沒却したやり方で所謂處世を上手にやるに過ぎないと思ふ、諸君の職務たるや全く濟世的のものである、自らを沒して國家公共の爲めに盡すといふのが職務の全幅である、此の如き立派な事務に從事せらるゝ諸君が此濟世の念を忘るゝといふことであつたならば諸君の職務と兩立はしないと思ふのであります、願くは其點に於て諸君は充分の覺悟と熟慮を願はなければならぬといふことを、第一に御願ひして置くのであります。

其次に一言申上げたいとは時勢の理解といふことであります、申上げるまでもなく最近に於きまして、經濟上、精神上、各方面に涉りまして非常に變革を來たして居るのであります、無論諸君の御職務も此社會上の變革に伴ふて總ての方面に改良等を加へなければならぬことは言ふまでもないことであらうと思ふ、所長の御話にも外形は整つて居るけれども、實質は甚だ不完全である、改良を要すべき點は實に枚擧に遑ないといふ御話でありましたが、私は素人にして能く其邊のことを理解せぬのでありますが、素人として想像致しましても幾多の改良を要する點が多いやうである、其時に際つて諸君が何を標準にして何を目的として改善改良を企てらるゝでありませうが、世態人情

を洞察して人事百般のことを能く諒解せらるゝに非ずんば到底此目的を達成することは出來ないと考へるのであります、近來私は往々にして時勢に順應するといふことを聞くのであります、時勢に順應するといふことは甚だ結構なことであります併ながら此順應といふ言葉が餘りに流行り過ぎることを私は窃に恐れて居るのであります、順應は雖て盲從であります、迎合は阿附を招來するとになる、斯ういふ風に順應を解釋せられては是れ亦一大事と考へるのであります、世の中が斯うである、皆が怠業をやる、同盟罷工をやる、それならば是が世界の大勢である、こちらでも怠業をしなければならぬ同盟罷工をしなければならぬ、斯ういふことに此順應を解釋されたならば、之れ互に國家の危機である、私は近來此順應なる言葉の餘りに濫用せらるゝことを私かに憂へて居る一人であります、併ながら順應なる辭の根源は只今濫用せらるゝ如きものでなかつたらしいと思ふのであります、併ながら現在此順應といふ辭が此の如く說明せられる傾向ある以上は社會の狀態に順應する前に、先づ以て能く時勢を理解して、而して良きものは之に順應し惡きものは捨てるといふことをしなければ私は甚だ間違ひであると思ふ、從つて近來社會の風潮が善きに附け惡しきに附け、徒らに順應するといふことは間違であつて、順應する前に能く理解して、而して後に其順應すべきものは之に順應し、捨つべきものは捨てる、斯ういふことに着眼を願ひたいと思ふのであります、無論諸君の學識に於て素行に於て優越をせられて居ることでありますから、社會の他の方面に如何に惡き現象が起りましても、それに徒らに盲從し、順應することはなからうと思ふのであります、併ながら此機會に於て一言此順應の弊害を說いて順應する前に能く理解をして、而して順應すべきは順應すると云ふことを御注意するのは必ずしも無益ではないと考へるのであります。

諸君が今日光榮ある此卒業式に列せらまれして、私に講師の總代として一言挨拶をするやうにといふことを命せられました甚だ當惑したのであります、と申しまするのは平素諸君に對しては私の分擔の講義を致して居るのでありますが、甚だ學淺く、才短くして、諸君にそれ以外に新に知識を供給することを得ないので當惑したのでありますが、併ながら前申しました如く、諸君が此準備の卒業、本業の開業に於て、今まで諸君が苦しまれたと同じ方面の學問の講釋をした所が諸君を裨益することも少いだらうと感じましたから、偶々感することを申上げて諸君の參考に供することが出來れば幸であると考へて御請けを致した次第であります、甚だくだらぬことを申上げて清聽を汚しましたのは恐縮に存ずるのであります、何卒諸君は私の趣旨の在る所を御諒解下さいまして、將來獄務に御盡瘁あらむことを希望して止まぬのであります。

一言御挨拶を申上げます。

○來賓總代皆川職員課長　祝辭演說

閣下及び諸君に今日の此式場で御話をする機會を與へられましたことを光榮として、御禮を申上げます。

練習生諸君が各地から選拔せられて、茲に御集りになつて、首尾能く業を卒へ今日芽出度證書を受領せられましたることを衷心より慶賀致します殊に甚だ熱心に御從事になつたといふことを承つて居りまして、蔭ながら御喜びして居つた次第であります。僭越ながら來賓總代として賀詞を申述ふると共に一語致度と存ます。諸君が是から任地に御歸りになつて、從事なさる所の司獄官たる職務は甚だ重大なる任務であると存じます、今所長から其邊の御話もありましたが、私共が書籍で見

て居りまする所の諸問題。一體社會の犯罪人といふものは無くすることが出來るのであるか否か、減すことが出來るのであるか否か、改善は不能であつて、世の中から隔離して社會を保護する外はないのであるか、それとも如何なる人間も善人に遷して仕舞ふことが出來るのであるか否か、斯ういふやうなことを玄妙な學理の上から推論して居る學者學說等多々ありますけれども、如何なる學說も現實に之を實行するのは唯一に諸君の手に依るであつて、諸君の任務遂行の效果の如何に依つて是等の學者に其所說を左右せしむる結果をも生ずるのである、一々數ふれば甚だ數多いことになりませうけれども行刑獄制其他苟も刑罰の至達する一切の諸問題によりて解答を與へられるのである一語に要するに諸君の有する使命は甚だ重大なるものである事を先以て銘心致され度い、さうして其任務が重大貴重なるだけそれを遂行する上に要する所の資格要件は亦甚だ輕からざるものがあると思ひます、司獄官として必要なる種々の學問に通じて居られなければならぬ事は勿論のこと世態人情人の心理の作用にも理解がなければならぬ監獄職員として組織體を構成する一員として又特に其關係に於ける規律禮式其他の心得がなくてはなりますまいそうして此等の學術知識經驗其他一切の者を最も能く是を活用せしむる基本となるべき司獄官として精神氣魄を養ひ成すと云ふことは他の何物にも越へて最も大切な事であると云ふ事を特に御留意致度と思ひます、昔武士なる一階級があつて、社會上崇高な地位を占めて居つて、今日に至るも人をして之を仰ぎ見せしむるものがある、何の故に然るか、武藝を心得て居るとか、文字を知つて居るとかいふ藝術方面のみの故ではなく、武士には武士として特に立派な精神氣魄が備つて居つたからでありませう、如何なる職業にしても魂の据はらない、精神の打込んでないものに眛ひのあるものはないと思ふ、どんな仕事でも精神が這入て居なければ偶像の如きものになるだらうと思ふ、獨り昔の武士ばかりでなく今日に於ても軍人には軍人としての精神氣魄を要する學者には學者として藝術家として果た又政治家は勿論商賣人にでも各其職業特別なる精神氣魄がなくてはならぬことゝ思ふ、例へば商業立志の青年が商業學校に入つて簿記算數の術を學びたりとてそれ丈けでは、立派な商人に出來上つたといふことは出來ない、其學ぶ所の學術を能く用ふる所の精神氣魄が存してこそ始めて人物になるのだらうと思ふ、我々が學校に於て學ぶことは皆同一である例へば法科大學に於て公法私法の講釋を聞き各種法典條文等の註釋等を學び得たりとてそれのみで立派な法律家になれるものでもなく行政官としても政治家としても無論未だ緣が遠いことであると思ふ、それ等學び得たる事を凡て能く用ふる所の基本たるべき精神氣魄は學術以外に別に修練する所がなくてはならぬ、それ故に學校を拵へて人物を作らうといふのに是等の方向の敎育が缺けて居るのは現時の敎育制度上の缺陷であるか確に缺陷に相違ない、けれども亦缺陷でないとも言へるかも知れぬ、何となればそれ等の精神氣魄と云う樣な部面に於ける事柄は、口以て敎授す可らず、說明すべき講釋範圍に屬して居ない、各人の自ら養つて悟入すべき事柄であるからである然し制度の缺點なるや否やは兎に角もそれ等の說明知識經驗を主掌する所の或物が他の何物よりも大切なのであつて然も學校に於ては特に敎養を受くる餘地なかりし者なる以上特に自ら之を養ふといふ事は凡ての學校を出る人間が卒業證書を手にすると同時に銘心して立たねばならぬことゝ思ふのであります。

話題を一轉致しますが、嘗て海軍兵學校を卒業して遠洋航海に向ふ出發の途次東京に來た一人の候補生が自分の所を訪問したことがあります、其話の中に學校で斯ういふこと聞いたと云て申ますのに、將校となつては部下の悅服を得なければな

らぬ、もし悦服が不能であれば威服を取れ、悦服威服共に能はずんば將校たる資格なし」といふ事を云はれたとの一節がありまして自分は圖らず考へさゝれたのでしたが、諸君が爾今任務に御就きになると矢張り上司を補佐して部下を指揮し、囚徒を統率するといふ立場に當らるゝことゝ思ふので其指揮とか監督とか乃至訓練といふ部面に於て矢張り同樣の御考を願ひたい感じがします、更に雜話を挿入致しますが、嘗て自分が學校を出た後に日露の戰役に國際法の事務に從事する爲めに出征して居りました當時、最初の攻撃を開始する前夜名を云う必要もありますまゐ一人の參謀が自分の宿舍に來て「明日は君も統帥陣地に行くのかと聞きます統帥陣地とは軍司令官が全軍を指揮する爲に幕僚を率て位置する場所でありますまゐりと云ふ答に對して君は一體統陣帥地はどんな所に設くると思ふか」と聞く「それは君の方に聞きたいのだと」申すと「けれども試みに先づ言つて見給へ」と申すので「サア試みに言へば、當てずつぽうだが味方の第一線を底邊として三角形を描いた頂點とでも言はふか」「それは申つた明日我々の行く所は是々だ一體全軍の司令を取る者は戰線に立つて眞先に出て居るとか、戰線の或部分に位置することは實は望ま敷ない、位置する所の前面が目について其大部にのみ注意が奪はれて、全局の判斷を誤る處がある、各部に注意を配つて、全局を見て適當の判斷をしなければならぬから、戰線からは一步退つた場所に位置して、各方面の狀況は報告に依て之を一握りにして居つて冷靜に判斷しなければならぬ、敢て自ら駈け廻らないで已れは靜にして居て皆を能く活動せしむる事が肝要なので局面から一步退た所に位置するのである」鴨綠江の戰さの時に於ける將校クロパトキンの事に話が渉り當時のクロパトキンの位置に付左翼の捕虜にクロパトキンは此戰爭中何處に居つたかときくと、自分の方の隊に居つたと言ふ、右翼の捕虜に同

樣の問をするといふと、又同樣に答へて、クロパトキンは自分の隊に居つたと言ふ、中軍の捕虜に聞いても矢張り同じことで、クロパトキンは自分の方に居つたと言ふ、さうするとクロパトキンは右翼にも左翼にも中央にも何處にも居た樣に聞きますがつまりクロパトキンは右翼に現はれ、左翼に出で、中軍にも駈け付け到る處を駈け廻つて力を盡して居つた譯なので努力は致したりと思はれるけれ共效果は如何ありたるべきか云々」クロパトキンは部將に安心して事を托する事を得ざりしが爲に爾かく奔走に勞する事を餘儀なくされたのではあるまいか、兎に角各部の將卒に其器を得ざれば名將も術を施す所以の道を失う事を想見せしむる底の話となり更に話が轉々して、指揮統帥といふやうなことに解が及んで、獨逸では參謀といふものは最も尊敬せられて居るのである、謀議計畫を立てるのであつて所謂謀を帷幄に廻らす所の殆ど天才的の職務と見られて尊敬せられて居るのであるけれども、其參謀たることよりも師團長、旅團長の責は勿論、聯隊長、大隊長、中隊長、或は其下の中隊長でも苟も隊長たる素質は參謀よりも以上尊敬すべきものだと言はれて居る、長といふものは偉い人間だといふことに話して居りましたがそれは矢張り指揮統率といふことに在るのだらうと思ひます、參謀は巧妙なる謀議計畫を立てるけれども、之を實行して能く徹底せしめ、全部を能く働かすといふには各般の事項に周到なる用意を要する殊に人の服する人物でなければならぬ、そこが最も之を貴重視せしむる所以であらうと思つたのですが、然らば其人を服する所以の途は何であるか、どうも其處は會得すべき問題で、說明すべき問題ではないと思ふ御參考を願ひ度い、私が嘗て學校に居た時分にボートを始終漕いで居りましたので、ボートに關する書物を甚だ多く讀んだ時代があります、其時に英國の劍牛二大學の選手選定の方法より其訓練を始め一般の理論に涉て

ートのことを詳しく書いた書物の中に、有ゆるボートの漕ぎ方とか、選手の養成方法とか、訓練方法とか色々詳しく書いてある、其終りに一つ今尚記憶に遺つて居る一頁がありましたが、其一頁には斯んな風なことが書いてあつたのです、コーチマンシップといふ標題で僅ばかり書いてある、其コーヤマンシップといふことは指揮監督者といふやうなことに翻譯する事が出來るだらうと思ひますが、日本のボートマンの組織と違つて向ふのは特別な指揮監督者がある譯でありますが、「其指揮監督者たること」といふ標題の下に書いてあることが、コーチマンシップたることばかりは說明の出來ない事柄で各人の天稟と云はうか、悟入と言はうか、自ら識るべきことであつて說明し得べきことでないと書いてある、さう斷つておいて、併ながら試みに一言して見やうかといふやうな云出しで、續いて書いてあることに、例へば一人の僻のある選手を改造しやうと企てると假定してどうしたらばよいか、其人間の過ちを指摘して良好なる方法を敎ふので宜いかといふと、さうでない先づ最初は默つて居れと書いてある、さうして其人間の缺點を充分に熟視して居つて、其病源とでも言ひませうか、根源玆に在りと見た上で人の居ない所で唯二人のみの間で一言所要の注意を與へろ但し、一度いつたらば漫りに再び言ふべからず默つて見て居れ、さうして見て居る間に、偶然にでも良い漕ぎ方が出たらば、其時は前と反對に皆の居る前で大に之を賞すべし、冀くは望ましき漕ぎ方をするやうになるだらうといふやうなことがある、詰り短所は多く自分には分らないもので漕いで居る人間は皆主觀的では、自分は良く漕いで居る賞せらるべきである位の積りである、それを人に惡いと言はれては怒るのが人情漫りに言を爲しては害あつて益がない、言ふべき事を言ふのにも時と處を選べといふことに歸着する、自分はそれと似たやうなことを裁判に付ても聞いたことがある、それは今樞密院に居る或る人がこれも大官の某氏の審判を批評されたのでしたが某氏は本來頭腦の極て明晰な理論一偏の人であつて餘處な事は云はせもせず聞きもせぬ人であるのに、近來は非常に圓熟したといふことから話をされて、或特殊の事件に付て語られた、其事件は私も能く知つて居ることですから其時の話は一層注意を惹いたがあの事件などは是々の狀態に至つた時に裁判とするのに充分熟して居つた、然るに猶ほ原被兩造から色々なことを言つて來るのをいつまでも聽いて居つた、元のあの人なら叱り付けて止めさせたらうのに、必要もない原被兩造の言ふことを聽いて居つた、其事件が濟んだ後に、これ〳〵以後の問題は必要がなかつたではないかと質したらば、それはさうですが總てを言はして置いて判斷すると雙方が服しますからと言つたが、如何にもあの理窟つぽい人が能く圓熟されたものだ」と言つたとがあります、若い者の過ちは人間は理性の動物であると考へることに由つて存する、理窟で勝では宜い、道理の通らぬ筈はないと斗り、己れに理があり、主張すべき點があれば議論で言ひ負かしてそれで目的が達せられると考へるけれども、併ながら人間は理性の動物であると共に感情の動物でありますから、議論で負かされて口惜しいと思つたら默つて居ない、默つて居ても反抗して居る遂には理窟に勝て實際に負けるやうなことになる、言ひ勝つて結果に破れるやうなことになる、人間は理性の動物であると共に感情の動物である、感情といふものと理性といふものと調和しなければ條理は立たぬ感情に支配せらるゝことはいかぬ、道理は曲げてはならぬが、去りとて理一片では成り立たぬ然らば其見解はどうか之等も畢竟するも先程の人の悅服を得るとか感服を得るとか、團隊長の素質とかいふことに關聯するものがあるでありませうか、要するに是とてもどういふ風に爲たら宜からう、どういふ時に言つたら宜からうなど、術とし

て考へて行ふ樣ではまだめである己れの欲する所を行て範を憚へざる底の妙所に達するには、技術よりは一歩上の日く云ひ難き堺に存する事であるが人間の總ての行動を支配する基本の精神全心を打込で職務に奉ずる氣魄の人たる所の修養に根源するものでありましやう。

今日目出度く卒業證書を受取られると共に願くは苦心勉勵された獲物を一層活用されますやうに、それには學科以外に大切なる或物があるといふことを銘心して今日以後の歩を進められるやうにありたいと思ひ諸君の成功を祝し且つ將來の發達を至囑するの情よりして甚だ無雜でありましたが、膝を交へて談するやうな心持で今のやうな御話をした次第でございます、御清聽下さいましたことを重ねて御禮を申します。

△答辭

茲ニ第十一回監獄官練習所修業證書授與式ヲ擧行セラルヽニ當リ閣下竝ニ各位ノ貴臨ヲ辱フス生等ノ光榮何モノカ之レニ超ヘンヤ

回顧スレバ昨秋選バレテ學窓ノ人トナリ爾來切嗟琢磨ノ功ヲ積ムコト爰ニ六閱月其間閣下竝ニ講師諸賢ノ懇切周到ナル薫陶ニ浴シ生等ノ如キ菲才短學ヲ以テシテ尙ホ蒙ヲ啓キ其得ルトコロ尠ナカラズ

然ルニ大戰後社會ノ組織ニ變動ヲ來シ諸般改造ノ聲ニ閉サレ自然社會政策刑事政策ニモ影響ヲ及ボシ延ヒテハ吾獄制ニ於テモ時代ノ要求ニ副フベキ施設ヲ要スベキハ勿論且ツハ歐米諸國ノ獄制ニ比シ殊ニ遜色多キニ鑑ミ此際之レガ鞏固且ツ堅實ヲ期スベキハ殊ニ焦眉ノ急務ナリトス卽チ獄制ノ確立ヲ促サントセバ先ヅ一ニ司獄官其ノ人ノ自覺ニ俟タザルベカラズ故ニ當局ハ此處ニ思ヲ致サレ當所開設ニ付キ補助金ヲ下賜シ期間ヲ延長シテ專ラ敍上ノ目的ヲ貫徹スベキ人材ヲ網羅セントシ銳意敎養ニ努メラルヽモノ洵ニ所以ナキニアラズ

生等今ヤ業ヲ卒ヘテ將ニ任ニ就カントス菲才到底其任ナラズト雖モ發奮努力社會ノ變遷ト時運ノ趨勢ニ隨伴シ健康以テ格勤精勵シ身ヲ以テ獄界ノ中堅トナリ修得シタル學理ヲ實際ニ應用シ獄制ノ改良發展ニ盡瘁シ偏ニ閣下竝ニ各位ノ御指導ニ背カザランコトヲ誓フ

練習生一同ニ代リ聊カ微衷ヲ披瀝シテ答辭トナス

大正九年三月二十八日

第十一回監獄官練習生總代

札幌監獄看守　一條　清

○木島典獄の訃

本會地方部長十勝監獄典獄從六位勳六等木島正三氏は三月下旬公用の爲め上京出張中流行性感冒に罹られ赤十字病院に入院治療の手を盡されし甲斐もなく四月一日遂に溘焉として逝かる同四日府下千住字矢五清亮寺に於て葬儀を執行されたり谷田監獄局長、松井、辻兩監獄事務官を始め在京四監獄竝に近縣各監獄典獄職員其他多數の會葬者あり尙谷田本會々長、鈴木輔成會々長（代讀）、有馬小菅監獄典獄の弔辭あり頗る壯嚴の葬儀なりき。

○贈與金

本會々則第十一條第一項第參號乃至第五號に據り退職贈與金として故看守伊藤長政氏遺族外十四名に對し金拾五圓以下の金員を贈與し三月三十日附を以て元管轄典獄を經由夫々交付したり。

公文

○司法省會甲第九三〇號（大正九年四月六日附各監獄宛司法次官通牒）

監獄作業及在監人勞力ニ關スル經費整理方ノ件通牒

監獄作業ニ依リ製作スル物品及在監人ノ勞力ヲ監

獄ノ用ニ供スル場合ニ於ケル經費整理方ノ義大正九年度以降左ノ通御取扱相成度

一監獄需用物品ノ製作修繕ハ監獄作業規程第十五條第一號ノ價額ヲ當該費目ヨリ支出スベシ但就役費支辨ニ屬スル物品ノ製作修繕ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

二前項但書ノ物品ノ成工ノ場合ニ於テハ修繕品ヲ除クノ外物品出納簿ニ受入登記ノ上當該品目ヘ組替ヲ爲スベシ

三在監人ヲ直營工事ニ使役シ又ハ監獄傭夫トシテ使役スル場合ニ於ケル傭工錢ハ之ヲ支出セズ

謹告

今回左記ノ場所ニ移轉仕候

大正九年二月二十七日

東京市牛込區市谷富久町六拾番地
（東京監獄官舍用地内）
松井和義
辻敬助
北島良吉

◆原下卓一井香潤共著

（勝友叢書第六編）

獄中日記

假出獄まで

菊判百九十四頁
定價金壹圓
郵送料六錢

最新刊

本書は著者十數年の間監獄教誨に從事せる傍仔細に囚情を視察し日々の教誨の際に受刑者の眞面目なる懺悔告白を聞く毎に一々之を書留め置き今回之を纏めて一人の受刑者が一年三百六十五日間の日毎の感想を綴れる日記の如くに編述せるものにして獄中生活の實狀受刑者の改過遷善せる徑路等を著者一流の麗筆を以て細叙し行文平易、流暢、在監者の看讀書籍として適當なるは勿論其他刑事學者竝に心理學者に在ても偉大の研究資料たるを信じて疑はず、仍て之を江湖に推奨す

◆發行所　東京市麹町區西日比谷町一番地　振替口座番號東京二五〇五九　監獄協會

會費ヲ振替貯金ニ拂込マルル場合ノ注意

口座番號　東京貳五〇五九番

加入者氏名　監獄協會

大正九年四月二十日發行　（定價金拾貳錢）

發行兼編輯人　東京市牛込區市谷富久町六拾番地　北島良吉

印刷人　東京市四谷區愛住町二番地　磯村政富

印刷所　東京市麹町區有樂町二丁目一番地　報文社

發行所　東京市麹町區西日比谷町壹番地電話新橋壹參六八番　監獄協會

賣捌所　東京市四谷區愛住町二番地　東京書院